

第2次 深谷市総合計画

後期基本計画
資料編





第1章

目的・計画期間

1 | 目的

この基本構想は、まちづくりの最も基本となるものであり、豊かな自然や歴史的な文化をはじめとする多彩な資源を持つ深谷市が、総合的かつ計画的な市政運営を進めるとともに、県北の中核的な自立都市として発展することを目指して策定するものです。

このため、基本構想では、深谷市の共通する目標とし

て「将来都市像」を掲げるとともに、その実現に向けて分野ごとの「まちのイメージ」を示し、市民、事業者、行政などさまざまな主体が連携し、協働して、そのイメージを達成するための方向性を記載します。

2 | 計画期間

基本構想の計画期間は、平成30(2018)年度を初年度とし、令和9(2027)年度を最終年度とする10年間とします。

第2章

将来都市像



元気と笑顔の生産地 ふかや

深谷市が掲げる将来都市像「元気と笑顔の生産地 ふかや」には、次のような「想い」が込められています。

〈ふかやの元気〉

深谷市は「元気」が湧いてくるまちを目指します。

「活力とぎわいにあふれるまち」

そこには、農業、商業、工業の各産業が盛んで、雇用の場となる力強い産業が育ち、人々や企業が躍動する元気があります。

「次代を担う人と文化を育むまち」

そこには、皆が子どもたちの成長を支え、育み、自ら学び成長をし続ける元気があります。

「みんなで創る協働のまち」

そこには、市政参画や市民協働の取組が活発に行われ、それぞれが持てる力を發揮し、いきいきと活動する元気があります。

〈ふかやの笑顔〉

深谷市は「笑顔」にあふれるまちを目指します。

「健康でいきいきと暮らせるまち」

そこには、子どもから高齢者、障害者、性別や年齢などを超え、社会全体で支え合いながら、誰もが明るく幸せに暮らす笑顔があります。

「安心とやすらぎを感じられるまち」

そこには、豊かな自然に囲まれ、互いを思いやり、安

全に安心して暮らす笑顔があります。

「快適で利便性の高いまち」

そこには、生活環境をはじめ、都市環境、自然環境や農村環境の整備が進み、人々が豊かで快適に暮らす笑顔があります。

〈ふかやらしさが生まれる生産地〉

数ある深谷市の特徴の中でも象徴的なものは、緑のねぎ畠が一面に広がる田園風景です。それは、深谷ねぎをはじめとする農作物の「生産地」としての深谷市の姿なのです。

また、「生産地」としての深谷市を育んできたものは、農作物のほか、近代日本経済の父と呼ばれる渋沢栄一などの人材、多数の企業、伝統や文化、地域活動などがあり、それら一つひとつが現在に至る深谷市をつくり上げてきました。

深谷市は、まさに多様な価値が生まれる「生産地」としての特色を持っていると言えます。

農家の人々が丹精を込めて生み育てる農作物のように、また、渋沢栄一が我が国近代の礎を築き上げるために生み出してきた企業のように、「元気」や「笑顔」が生まれるまちでありたい。

その想いを「生産地」という言葉に込め、これまで大切にしてきたまちの誇りや可能性を受け継ぎながら、次代へつなぐまちづくりの目標を「元気と笑顔の生産地 ふかや」とします。

まちのイメージ①**健康でいきいきと暮らせるまち(子育て・保健・福祉)****【基本的方向】**

誰もが地域で安心して、健康でいきいきと自分らしく暮らせるまちを目指します。

【主な取組】

- 誰もが子どもを安心して産み育てるためには、地域で子ども・若者が健やかに育つ環境を整えることが大切です。

そのため、地域全体で子どもを育てる大切さを理解してもらうとともに、ニーズに応じた子育て環境の整備を進めるほか、子育て支援の充実を図ります。また、子ども・若者の社会参加を促すなど、子ども・若者が自立・活躍するための環境づくりを推進します。

- 誰もが健康でいきいきと生活するためには、日ごろから健康づくりや病気の予防、早期発見に取り組む環境を整えることが大切です。

そのため、健康づくりの意識啓発や支援、母子保健事業や各種健(検)診の実施など、保健予防事業の充実を図ります。また、市民がいつでも安心して医療が受けられるよう、国・県、関係市町及び医療機関と連携し、医師の確保や救急医療体制をさらに強化し、地域医療の充実を図ります。

- 高齢者や障害者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるためには、必要な支援を受けられるとともに、周囲の理解が得られ、生きがいを持てる環境を整えることが大切です。

そのため、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築や高齢者の社会参加の促進などにより、高齢者支援の充実を図ります。また、障害者が自立した生活を送るための環境を整備することで、障害者の自立・生活支援の充実を図ります。加えて、地域福祉をさらに推進します。

まちのイメージ②**次代を担う人と文化を育むまち(教育・文化)****【基本的方向】**

地域社会の中で、子どもはたくましく次代を担う人へと成長し、大人は生涯にわたって生きがいを持って学び活動できる、心豊かでうるおいのあるまちを目指します。

【主な取組】

- 次代を担う子どもがたくましく、健やかに成長するためには、知・徳・体をバランス良く、確実に身に付けることが大切です。

そのため、郷土の偉人・渋沢栄一が大切にした立志と忠恕の精神のもと、幼児教育の充実、次代を担う人を育成するために必要な教育環境づくり、学校と家庭・地域が連携した地域の教育力の向上などにより、子どもが社会を生き抜く力を身に付けるための教育を推進します。

- 誰もが生きがいを持ち、心の豊かさを実感するためには、生涯を通じて学び、文化・芸術やスポーツをはじめとするさまざまな活動に親しむことが大切です。

そのため、活動施設の充実をはじめ、多様な市民ニーズに応じた学び、文化・スポーツ活動などの情報や機会の提供を進めます。また、優れた文化・芸術や重要な歴史・文化財を保存・継承し、市民が誇りと愛着を持てるまちづくりを推進します。

まちのイメージ③**活力とにぎわいにあふれるまち(産業振興)****【基本的方向】**

まちのにぎわい創出や雇用促進の役割を果たす農業や商業、工業を育成・振興し、多くの人が集う活力にあふれたまちを目指します。

【主な取組】

- 農業の生産力・競争力を高めるために、農業経営の安定化と農産物のPRを推進するとともに、販路を開拓し、農産物のブランド化の推進など、付加価値向上を図ることが大切です。

そのため、農業生産基盤の充実や農業の担い手確保・育成、農業と他産業との連携支援などに取り組み、農産物の安全性や品質確保を図ります。

- まちの活力を維持・向上させるためには、商業、工業をはじめとする市内産業を活性化するとともに、これらを通じて地域に雇用を生み出すことが大切です。

そのため、活力とにぎわいを創出する魅力ある商業空間の形成、起業支援、企業誘致や産業基盤整備などにより、新たな成長を生み出す商業、工業の振興に取り組みます。また、地域資源を観光資源化し、地域間・産業間で連携した観光振興を支援します。さらに、就業支援、勤労者福祉の充実などにより、誰もが働き続

けることができる労働環境づくりを推進します。

まちのイメージ④

安心とやすらぎを感じられるまち(暮らし・環境)

【基本的方向】

誰もが豊かな自然を感じながら、互いに支え合い、安全・安心に暮らせるまちを目指します。

【主な取組】

●誰もが安全に、安心して暮らせるまちをつくるためには、市民の生命・身体・財産を守る災害対策や防犯対策を充実することが大切です。

そのため、地域防災体制の確立や防災意識の高揚などにより、災害に強いまちづくりを推進するとともに、消防・救急体制を充実し、火災予防の推進や消防・救急活動力の強化を図ります。また、関係機関と連携した防犯体制の強化や空き家対策などにより、市民生活の安全性の向上を図ります。

●より良い地域がつくられるためには、市民が相互に支え合い、地域コミュニティ活動が活発に行われることが大切です。

そのため、地域コミュニティ活動などの自主的な取組を支援するとともに、行政と地域コミュニティとの協力体制の充実を図ります。また、地域の声を市政に反映させる取組を推進します。

●いつまでも住み続けたいと思えるまちにするためには、豊かな自然を維持し、うるおいとやすらぎのある生活環境をつくることが大切です。

そのため、緑豊かな自然の保全に努めるとともに、環境意識向上のための啓発や教育、ごみの減量化・資源化や新エネルギーの活用などにより、市民、事業者、行政が一体となり環境への負荷を軽減し、地球温暖化の抑制、資源循環の取組を推進するほか、公衆衛生の機能の維持・向上を図ります。

まちのイメージ⑤

快適で利便性の高いまち(都市・生活基盤)

【基本的方向】

生活インフラ*が整い、かつ生活の拠点と産業の拠点が交通網で結ばれることで、人とモノが安全・快適に移動でき、相乗効果が生み出されるまちを目指します。

【主な取組】

●誰もが安全と安心を感じ、暮らしやすい生活環境を提供するためには、その基礎となる生活インフラ(基盤)を整えるとともに、快適な住環境を形成することが大切です。

そのため、上下水道などの生活インフラ(基盤)の計画的な整備と適切な維持管理を推進します。また、土地利用の適正な誘導や土地区画整理による市街地の形成、身近な生活環境における自然や景観の保全、公園や緑地、河川などの整備と適切な維持管理などにより、快適な住環境づくりを進めます。

●誰もが目的の場所まで安心・快適に移動でき、活力のある地域を形成するためには、機能的で利便性の高い道路の整備と合わせて、公共交通を有機的に結びつけ、ネットワークを形成することが大切です。

そのため、道路網を体系的に整備するとともに、身近な生活道路や交通安全施設の計画的な整備を推進するほか、交通安全意識の高揚を図ります。また、公共交通ネットワークの充実と利用促進を図り、交通アクセスの向上を目指します。

まちのイメージ⑥

みんなで創る協働のまち(協働・行政経営)

【基本的方向】

経営的な視点に立った自立的な行政運営のもと、市民一人ひとりが互いの個性を認め合い、市民と行政がともに力を発揮できるまちを目指します。

【主な取組】

●まちの力を最大限に發揮するためには、誰もがそれぞれの個性や能力を認め合い、互いに支え、協力し合うことが大切です。

そのため、人権教育や人権啓発などを通じて、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。また、すべての市民が性別に関わりなく個人として尊重され、活躍できるよう、男女共同参画社会の実現を目指します。

●人口減少社会において持続可能なまちづくりを進めるためには、財政の健全化と効率的な行財政運営に加えて、市民協働の仕組みづくりが大切です。

そのため、新たな財源確保策を講じるなど、歳入の安定的な確保を目指すとともに、市民ニーズや社会情勢を反映し、効率的・効果的に事業の見直しを行い、限られた経営資源の有効活用を図ります。また、公共施設の適正配置や民間委託の推進など、効率的・効果的な行財政運営を進めます。さらに、まちづくりへの市民参加の機会を確保し、市民協働の体制づくりを推進します。

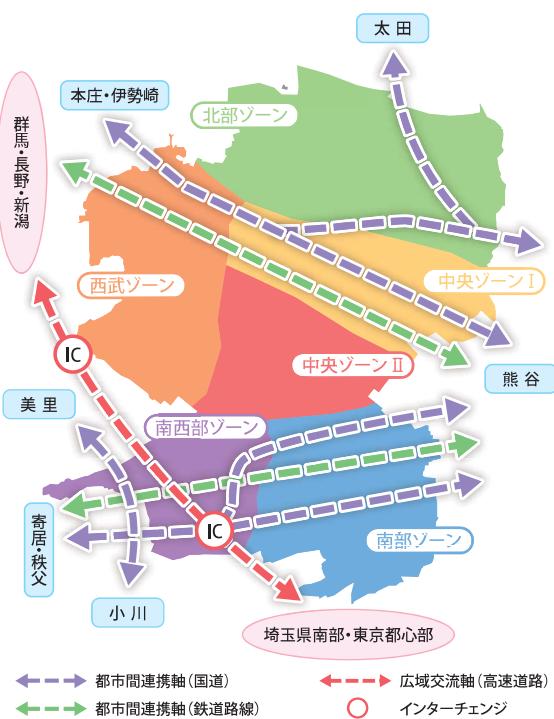
第4章 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、エコ・コンパクトな集約型都市構造の構築を目指し、地域の特性を生かして、多彩な魅力を生み出しながら、市街地と田園が調和した環境を維持することを基本とします。

そのため、本市では、現状の土地利用を基本に市域を6つのゾーンに区分し、それぞれの地域の特性を生かした土地利用の方向性を表し、これを踏まえて産業誘導などの各種施策を推進します。

2 都市構造図



3 土地利用の方向性

(1) 北部ゾーン

— 豊穣な土地が広がり歴史が息づく田園地域 —

本地域は、都市計画区域外の区域と市街化調整区域から構成されており、肥沃な土地を生かした農業地域となっています。利根川に近い八基地区、豊里地区は古くから「深谷ねぎ」の生産地として農業が盛んに行われて

おり、隣接する明戸地区、大寄地区では米麦と野菜の生産が中心となっています。また、この地域は渋沢栄一の生誕地でもあり、旧渋沢邸「中の家」^{なかんち}*をはじめとした渋沢栄一ゆかりの歴史的資源や文化的資源が数多く残されています。

そのため、本地域は、今後も必要な農業基盤整備や農産物流通施設の整備を推進し、農業環境の維持、向上を図るとともに、良好な居住環境の維持、保全に努めます。また、渋沢栄一や尾高惇忠*に関連する歴史的資源や旧跡などを良好な状態で永続的に維持出来るよう、保存整備や活用などの取組を市民と協働して推進します。

さらに、安全で快適なサイクリングロードの整備を促進し、広域的に展開することで、交流人口の増加と地域の活性化を図ります。

そのほか、国道17号深谷バイパスや上武道路沿道など、交通利便性の高い地域や産業の集積に適している地域については、土地需要動向などの把握に努めるとともに、周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導を図ります。

(2) 中央ゾーン I

— 活気とぎわいにあふれる中核地域 —

本地域は、JR高崎線と国道17号に沿って形成された市街地を中心とした市街化区域から構成される地域であり、中山道沿道や深谷駅周辺に形成されてきた古くからの市街地のほか、土地区画整理事業などの大規模な面整備事業によって形成された上柴地区や東方地区、多くの事業所が立地する深谷工業団地や熊谷工業団地などから構成されています。また、地域医療施設である深谷赤十字病院や看護師などを養成する東都医療大学があります。

そのため、本地域は、機能的で魅力的な市街地の形成を目指し、まちなかにさらなる活気とぎわいを生み出すための活性化策の推進や市役所新庁舎建設による防災中枢拠点の整備、土地区画整理事業などによる良好な居住環境の創出などの総合的な都市基盤整備を推進します。また、上柴地区については、商業施設が集積し地域医療施設があるなど、生活サービスに資する機能を担う地区であることから、周辺地域とのアクセスの向上を図ります。

さらに、工業の立地、集積が進んでいる地域については、今後も周辺環境及び環境保全に配慮するとともに、土地利用の転換などを含め、より効果的、発展的な土地利用を図ります。

(3) 中央ゾーン II

—木々に囲まれ花咲き誇る体験地域—

本地域は、ほぼ全域が市街化調整区域から構成され、ユリやチューリップをはじめとした花きや野菜の生産が盛んに行われている地域であり、深谷市花植木公設地方卸売市場が立地し、花きや植木、盆栽などの流通拠点となっています。また、本市の主要なレクリエーション施設である仙元山公園、深谷グリーンパーク、ふかや緑の王国などの施設があります。

そのため、本地域は、今後も必要な農業基盤整備や農産物流通施設の整備を推進し、農業環境の維持、向上を図るとともに、良好な居住環境の維持、保全に努めます。また、レクリエーション施設を市民が豊かな自然とふれあえる場として保全し、将来にわたって自然の恵みを享受できるよう、より良好な状態で継承していくとともに、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場としての充実を図ります。

さらに、土地需要動向などの把握に努めるとともに、周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導を図ります。

(4) 西部ゾーン

—自然の中でくつろぎ学ぶ景観地域—

本地域は、岡部駅を中心とした市街化区域とその周辺の市街化調整区域から構成され、自然豊かな農地と貴重な山林が保全されている地域であり、ブロッコリーやとうもろこしなどの野菜の生産が盛んに行われています。また、「ふるさとの緑の景観地」に指定されている櫛挽地区の防風林などの特徴的な景観が広がり、岡部駅周辺では良好な住宅地が形成されており、南側には地域の核となる文教施設である埼玉工業大学が、西側には榛沢西部工業団地があります。

そのため、本地域は、今後も必要な農業基盤整備や農産物流通施設の整備を推進し、農業環境の維持、向上を図るとともに、良好な居住環境の維持、保全に努めます。また、工業の立地、集積が進んでいる地域については、その機能を維持し、今後も周辺環境及び環境保全に配慮していくものとします。

さらに、(仮称) 寄居PAスマートインターチェンジの設置や榛沢通り線の整備による土地利用のニーズを見極めながら、交通利便性の高い地域や産業の集積に適している地域について、土地需要動向などの把握に努めるとともに、利用者へのサービス向上と地域の活性化を目指し、周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導を図ります。

(5) 南部ゾーン

—豊かな自然で笑顔が生まれる親水地域—

本地域は、秩父鉄道の武川駅と明戸駅を有し、武川駅を中心とした市街化区域とその周辺の市街化調整区域から構成される秩父線に沿った地域及び荒川右岸からなる地域で、国道140号バイパス沿道に商業施設などの立地が進んでいます。また、武川駅周辺では良好な居住環境が形成され、南側には丘陵地が広がり、春日丘工業団地があります。

さらに、川本サングリーンパーク、埼玉県の施設である埼玉県農林公園などのレクリエーション施設があり、自然豊かな地域を形成しています。この地域は鎌倉時代に活躍した武将である畠山重忠の生誕地でもあり、畠山重忠史跡公園があります。

そのため、本地域は、工業の立地、集積が進んでいる地域については、その機能を維持していくとともに、土地需要動向などの把握に努め、周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導を図ります。また、レクリエーション施設や荒川河岸などの貴重な自然環境の維持、保全を図るとともに良好なレクリエーション空間としての活用を図ります。

さらに、今後も必要な農業基盤整備や農産物流通施設の整備を推進し、農業環境の維持、向上を図るとともに、良好な居住環境の維持、保全に努めます。

(6) 南西部ゾーン

—人々が行き交い活気があふれる交流地域—

本地域は、小前田駅、永田駅を中心とした用途地域指定区域とその周辺の用途地域指定外の区域から構成され、地域の中央を秩父線が通り、関越自動車道花園インターチェンジを中心とする国道140号バイパス沿道に商業施設などの立地が進んでいます。また、小前田駅周辺では良好な居住環境が形成されており、西側には、ふるさとの森として整備した市民の憩いの場である鐘かねつき撞堂どうやま山などがあります。

そのため、本地域は、交通の優位性を生かして今後も広域からの集客力を高める機能とともに、他の都市を含め、観光や農業など、深谷市独自の資源や市民の交流、連携機能を有する広域的な活性化拠点の形成を図ります。また、交通利便性の高い地域や産業の集積に適している地域については、土地需要動向などの把握に努めるとともに、周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導を図ります。

さらに、今後も必要な農業基盤整備や農産物流通施設の整備を推進し、農業環境の維持、向上を図るとともに、良好な居住環境の維持、保全に努めます。

そのほか、鐘撞堂山一帯は、本市を特色づける貴重な自然として、環境と調和したレクリエーション空間として活用を図ります。

4 | 都市間連携と広域交流

(1) 都市間連携軸(国道、鉄道路線)

都市間連携軸は、国道や鉄道により周辺都市との交流を促進し、その連携を強化していくことで、地域を越えて人の移動や物流を促進し、市内経済の活性化を図るとともに、広域的なエリア価値を高め、本市を中心とした県北地域の活性化を図るものとして位置付けます。

なお、市内外を結び、地域の縦横を貫く県道は、都市間連携軸を補完し、地域の活性化を図る重要な役割を担うものとして位置付けます。

- ・JR高崎線や国道17号に沿って本市の中心市街地や岡部地区と熊谷市や本庄市、伊勢崎市とを結ぶ東西の軸

- ・秩父鉄道や国道140号バイパスに沿って川本地区や花園地区と熊谷市や寄居町、秩父地域とを結ぶ東西の軸
- ・上武道路に沿って明戸地区と熊谷市や太田市とを結ぶ軸
- ・国道254号に沿って花園地区と小川町や美里町とを結ぶ軸

(2) 広域交流軸(高速道路)

広域交流軸は、高速道路により県北への集客力を高めることで地域経済の活性化を図るものであり、にぎわいを創出するための広域的な活性化拠点の形成を図ります。

さらに、全国からさまざまな資源を呼び込み、本市が県北地域の中心となり発展をけん引する役割を担うものとして位置付けます。

- ・本市の物流を支える基盤である関越自動車道花園インターチェンジと首都圏域や上信越方面、近隣諸都市と広域的に連携し、交流を図ることを目的とする軸

第5章

まちづくりの基本姿勢

人口減少社会を迎える中でも、暮らしの豊かさを維持・向上させるためには、多様性を尊重し、互いに支え合うとともに、まちの魅力を再認識し、高め、発信することが大切です。また、少子高齢化が進行するこれからの中においては、将来世代に配慮して持続可能な市政運営を行っていくことが重要です。

深谷市は、「多様性を尊重する」、「魅力を生み出し、伝える」、「未来への責任を持つ」の3点を、まちづくりを進める上での基本姿勢として掲げ、この基本姿勢に沿って基本計画を実行することで、将来都市像の実現を目指します。

1 | 多様性を尊重する

ライフスタイルの変化や働き方の多様化が進み、市民一人ひとりの生き方や価値観が多様化する中、性別、年齢、障害の有無、そして個々の考え方などにかかわらず、お互いの個性としてさまざまな違いを認め合い尊重して受け入れ、人々が地域の中でつながり支え合うことが必要です。

こうした姿勢を、市民一人ひとりが大切にし、多様な意見を幅広くまちづくりに反映することで、多様な価値観が交じり合い、新たなアイデアや価値を“生み出す”ま

ちとしての基盤が整備されます。

2 | 魅力を生み出し、伝える

人口減少社会を迎える中では、深谷市の魅力を発掘・育成・発信し、まちに対する市民の関心や郷土への愛着・誇りを高め、それを将来世代に伝えるとともに、市外の人にとっても「住んでみたい」、「住み続けたい」まちになることが大切です。

こうした考え方を市民一人ひとり、そして行政が持つことによって、魅力的な地域資源、未来へのアイデアを加速度的に“生み出す”ことができます。

3 | 未来への責任を持つ

高齢化が進む一方で、生産年齢人口が減少し、財政的な課題が拡大していく中で、持続可能なまちづくりを推進するためには、市民・行政が一体となって、先人が築き、育んできた地域の文化、伝統、自然環境を継承するとともに、将来世代に配慮した意思決定が大切です。

こうした考え方を各地域主体が当事者意識を持ち、共有することによって、次代を“生み出す”基盤が形成されます。



目次

第1章 人口ビジョンの見直しについて	185
--------------------	-----

1.人口ビジョンの見直しの背景	185
2.人口の変化が地域の将来に与える影響	185
3.深谷市人口ビジョンの位置づけ	186
4.深谷市人口ビジョンの対象期間	186

第2章 将来人口の推計と分析	187
----------------	-----

1.深谷市の将来人口推計	187
2.地区別の将来人口推計	188
3.人口の推移	189
4.人口動態の状況	190

第3章 将来展望に必要な調査・分析	191
-------------------	-----

1.深谷市の就業・産業の状況について	192
2.深谷市におけるひとの流れの現状について	198
3.結婚・出産・子育ての現状について	201
4.まちづくりの現状について	206

第4章 人口の将来展望	209
-------------	-----

1.深谷市的人口の将来展望	209
---------------	-----

1 人口ビジョンの見直しの背景

日本の急速な少子化・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法が制定されました。

本市でも、少子化・高齢化が一層進展することが見込まれており、人口減少の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などが課題となっています。

そこで、まち・ひと・しごと創生法に基づき国が策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら、市の実情を踏まえ、人口、経済、地域、社会の課題を一体的に取り組むため、平成27(2015)年9月に「深谷市人口ビジョン」を策定するとともに、平成28(2016)年3月に「深谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、喫緊の課題である急速な人口減少の抑制に取り組んできました。

しかしながら、全国的に人口減少はその傾向が強まる中、本市においても、平成27年に推計した将来展望である深谷市人口ビジョンを下回る状況で推移しています。

このような状況を踏まえ、今後の社会経済情勢の変化や本市のあるべき姿を考慮して、今回、人口の将来展望を見直すなど、深谷市人口ビジョンの見直しを実施しました。

2 人口の変化が地域の将来に与える影響

将来人口の変化が地域に与える影響については、次のようなことが推測されます。

まず、人口減少によって経済規模が縮小していくことが懸念されます。経済規模が縮小していくと、エリアとしての価値の減退を招き、縮小が更なる縮小を招く「縮小スパイラル」に陥るリスクがあります。また、高齢者人口の増加に伴う介護需要などが高まることが予想されるなか、その支え手となる若者世代が減少することにより、高齢者を支えきれない社会となってしまうことも懸念されます。

さらに、生産年齢人口の減少に伴い、本市の主な財源の1つである個人市民税が減少し、現在行っている行政サービスの維持に支障が出たり、個人の負担が増大する可能性があります。また、現在の人口を想定して整備してきた公共施設などの社会インフラ*が過剰な状況となり、有効活用されない一方で、財政的な負担が残る状況となっていきます。

このように、人口の変化は、地域の持続可能性に大きな影響を与えるものです。深谷市人口ビジョンは、地域の持続可能性を意識し、本市が魅力あるエリアであり続けるために、将来の本市の人口のあり方を明らかにするものです。

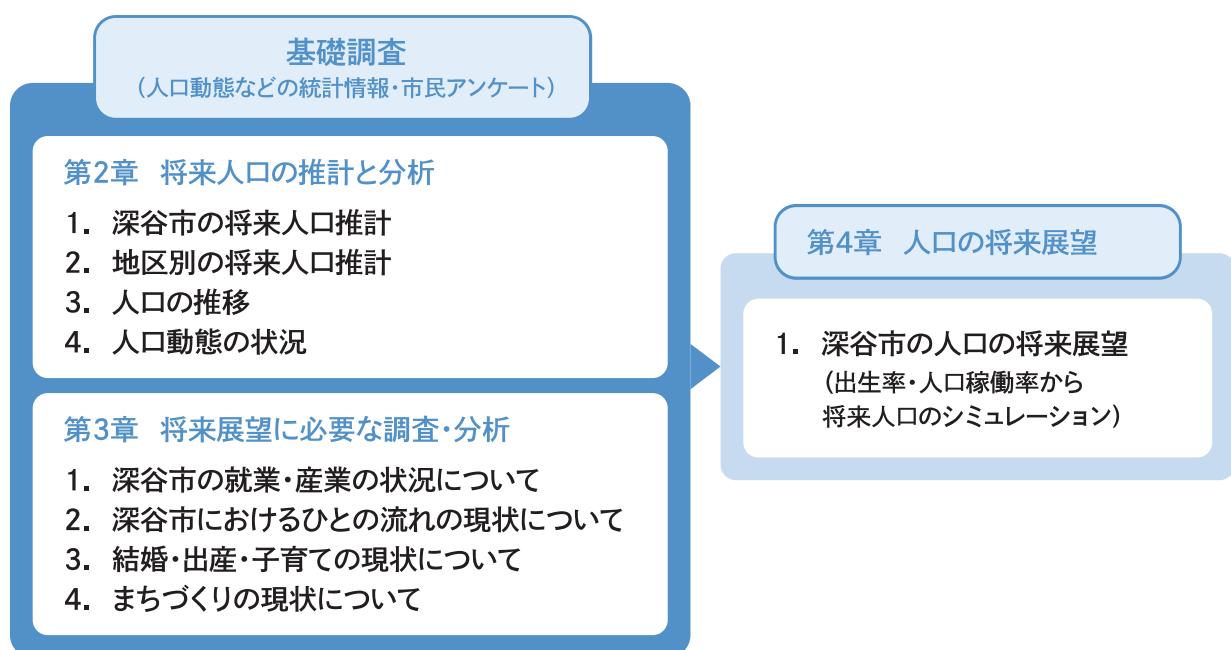
3 深谷市人口ビジョンの位置づけ

深谷市人口ビジョンは、本市の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する基本認識の共有を図り、取り組むべき将来の方向を示す長期的な人口ビジョンとして策定します。

本市は、これまで、「第2次深谷市総合計画 基本構想・前期基本計画」や「深谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策を展開し、人口減少や少子高齢化対策につながる取組を行ってきました。

こうした取組をより一層推進していくため、住民、NPO、関連団体や民間事業者等と本市の人口問題に関する基本認識を共有し、引き続き、同じ将来の方向を向くことが重要であるため、「深谷市人口ビジョン」を改訂することとします。

深谷市人口ビジョンの改訂にあたっては、人口動態などの各種統計情報、転入・転出に関するアンケートなどの基礎調査結果をもとに第4章において人口の将来展望を提示する構成としました。



4 深谷市人口ビジョンの対象期間

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「埼玉県人口ビジョン」を踏まえ、深谷市人口ビジョンの対象期間を令和4(2022)年から令和42(2060)年までとします。

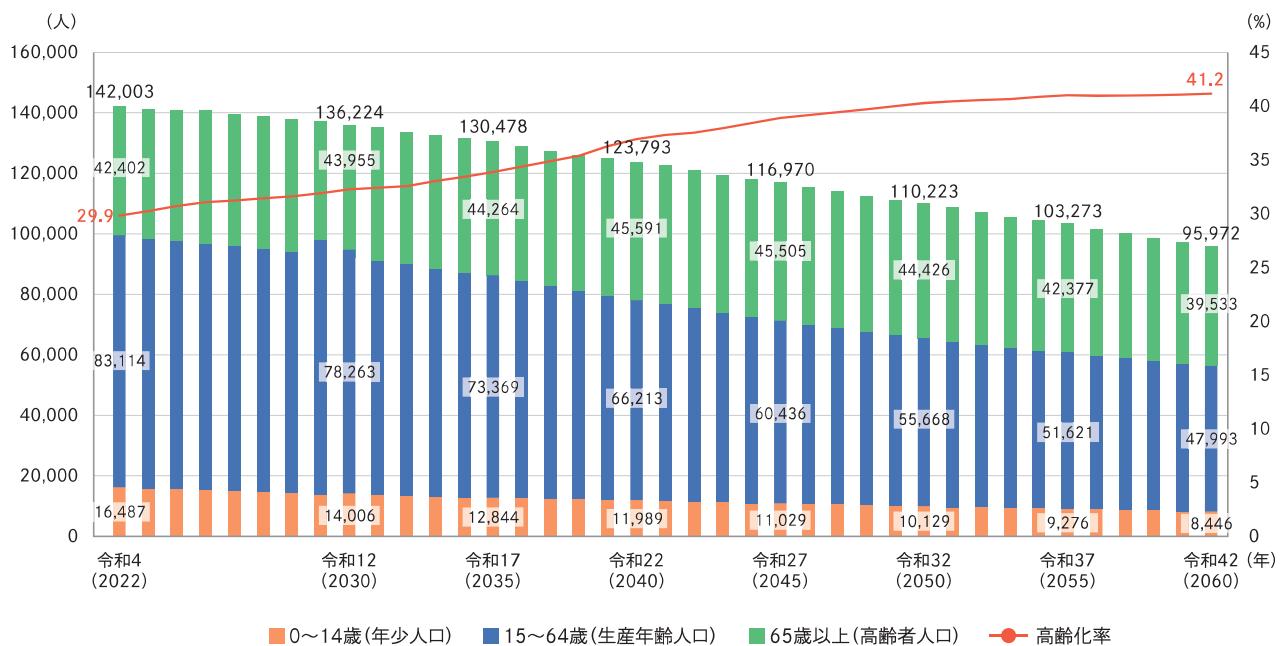
1 深谷市の将来人口推計

本章においては、まず本市の将来人口の推計を行います。なお、将来人口推計の方法については、令和4(2022)年4月1日現在の深谷市住民基本台帳人口をもとに、コーホート要因法を用いて推計しました。

将来人口推計においては、令和4(2022)年において142,003人であった本市の人口は、令和42(2060)年には、95,972人まで減少することが見込まれ、高齢化率も41.2%まで上昇することが見込まれました。

年齢3区分別にみると、令和42(2060)年の推計人口は、年少人口(0～14歳)が約8,500人、生産年齢人口(15～64歳)が約4万8,000人、高齢者人口(65歳以上)が約4万人と推計されます。

●深谷市の将来人口推計結果



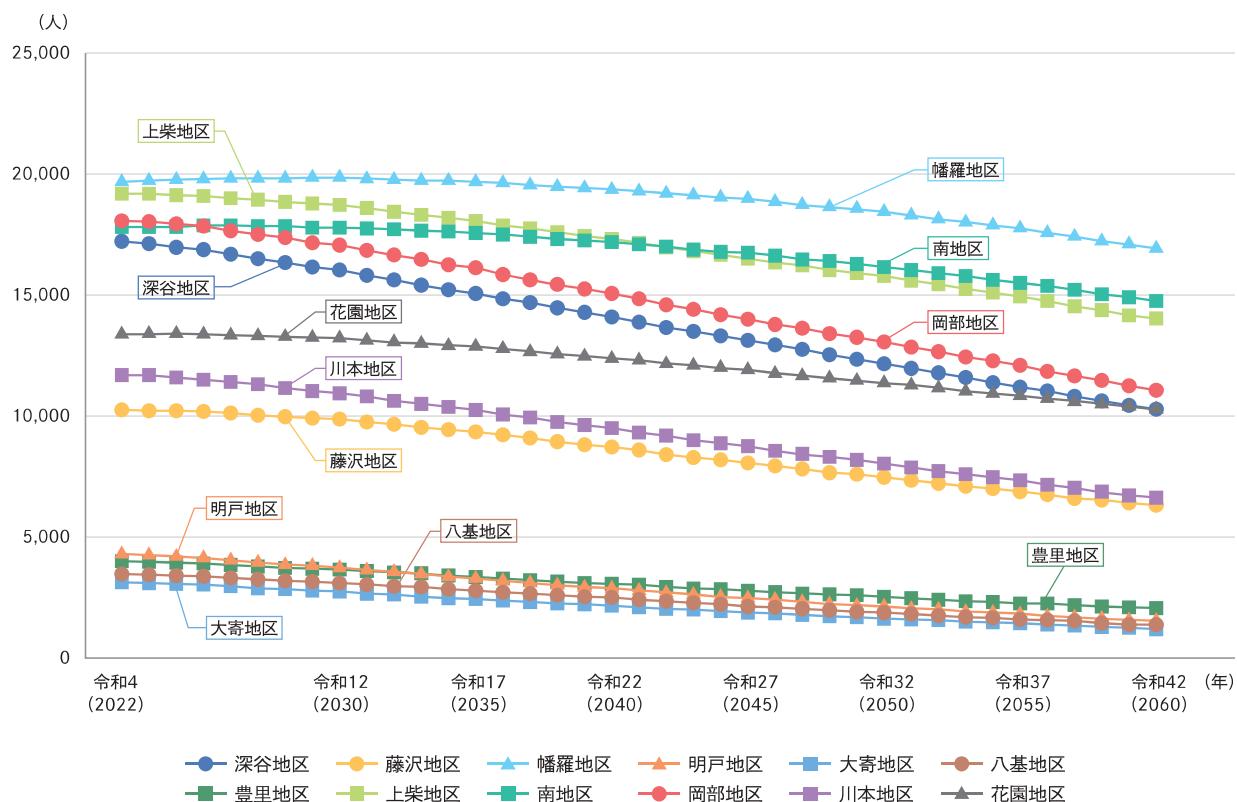
参考 「コーホート要因法」とは、「自然増減」(出生と死亡)及び「社会増減」(転入と転出)という2つの「人口変動要因」に基づいてコーホート(年齢階層)ごとに将来人口を推計する方法です。

2 地区別の将来人口推計

将来人口の推計結果を地区別に見ると、以下のとおりとなっています。

全体的に人口減少が進行していくことになりますが、幡羅地区・南地区・花園地区においては、他の地区に比べて人口減少がやや緩やかな傾向となることが見込まれます。

●深谷市の地区別の将来人口推計結果

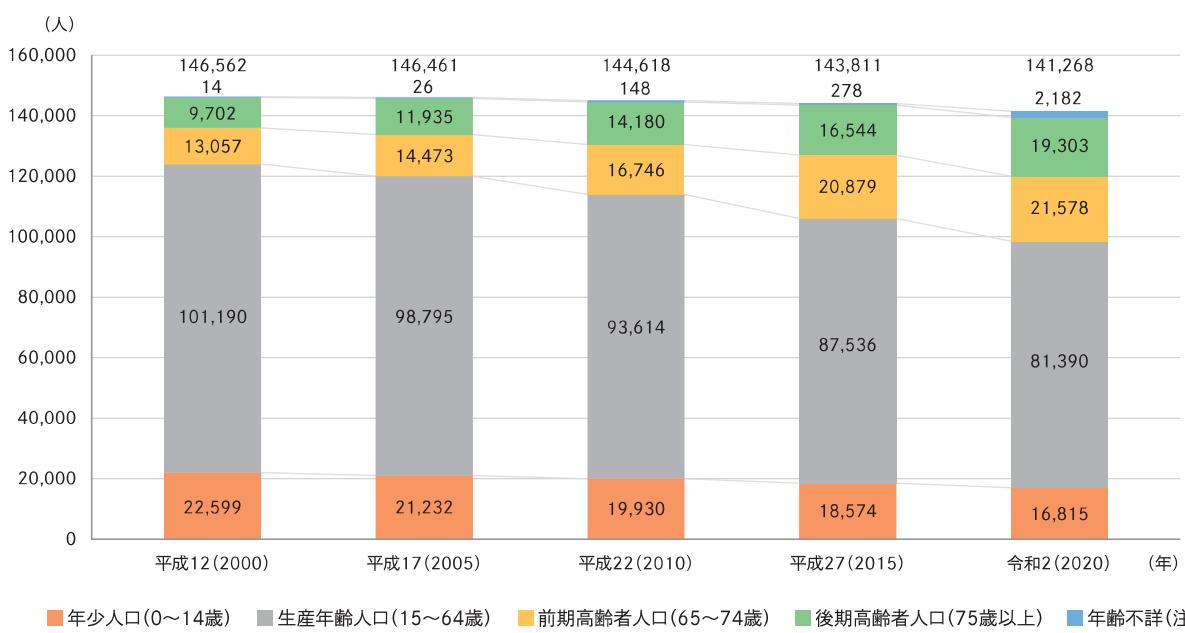


3 人口の推移

深谷市の人口は、令和2(2020)年国勢調査では、141,268人となっています。人口の推移は、平成12(2000)年の146,562人をピークに減少しています。

令和2(2020)年の年齢構成は、年少人口(0~14歳)が16,815人(11.9%)、生産年齢人口(15~64歳)が81,390人(57.6%)、高齢者人口(65歳以上)のうち、前期高齢者(65歳~74歳)が21,578人(15.3%)、後期高齢者(75歳以上)が19,303人(13.7%)となっており、生産年齢人口が減少する一方で、高齢者人口は増加傾向にあります。

● 人口の推移



出典：国勢調査

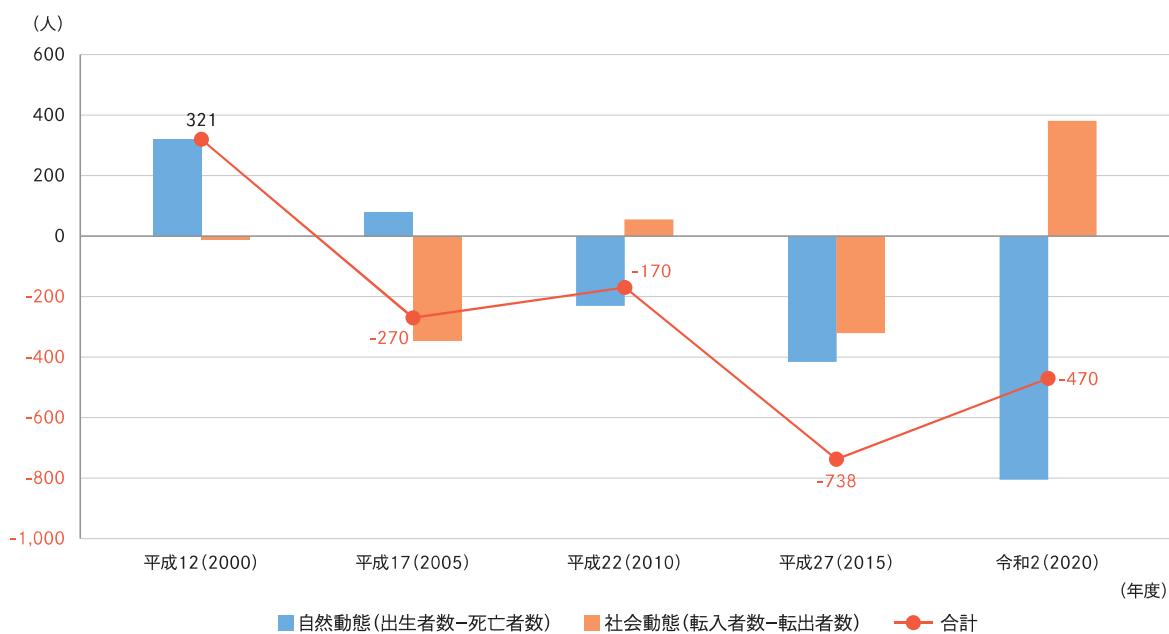
4 人口増減の状況

出生者数と死亡者数の差である自然動態の推移をみると、平成22(2010)年度以降、死亡者数が出生者数を上回る「自然減」の状況となっています。

転入者数と転出者数の差である社会動態の推移をみると、令和2(2020)年には、転入者数が転出者数を上回る「社会増」の状況となっています。

しかしながら「社会増」に比べ「自然減」が多いため、平成17(2005)年以降、人口減少が続いている。

●住民異動の推移(出生・死亡、転入・転出)



出典：市民課調

将来人口の推計と分析のまとめ

- 人口は142,003人(令和4(2022)年)から95,972人(令和42(2060)年)へ大幅に減少の見込み。
- 高齢化率は29.9%(令和4(2022)年)から41.2%(令和42(2060)年)に大幅に増加の見込み。
- 自然動態(出生者数-死亡者数)は、平成22(2010)年度以降マイナスに転じている。
- 社会動態(転入者数-転出者数)は、転出超過の年が多くあったが、令和2(2020)年においては、転入超過に転じている。

第3章

将来展望に必要な調査・分析

将来人口推計結果を受けて、人口の将来展望を示すために必要な調査を行いました。調査は、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を参考に、人口動向に相関関係の高い、就業・産業、人口移動に関する人の流れ、結婚・出産・子育て、生活環境としてまちづくりの現状の4分野に分けて行いました。

1. 深谷市の就業・産業の状況について
2. 深谷市におけるひとの流れの現状について
3. 結婚・出産・子育ての現状について
4. まちづくりの現状について

このうち「2.深谷市におけるひとの流れの現状について」では、統計情報を中心とした調査結果では測れない、市民意識についてアンケートを実施し、転入・転出に関する調査分析の補完を行いました。

【参考：国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略で示された4つの基本目標】

稼ぐ地域を作るとともに、安心して働けるようにする(しごとづくり)

地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる(ひとの流れ)

結婚・出産・子育ての希望をかなえる(結婚・出産・子育て)

ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる(まちづくり)

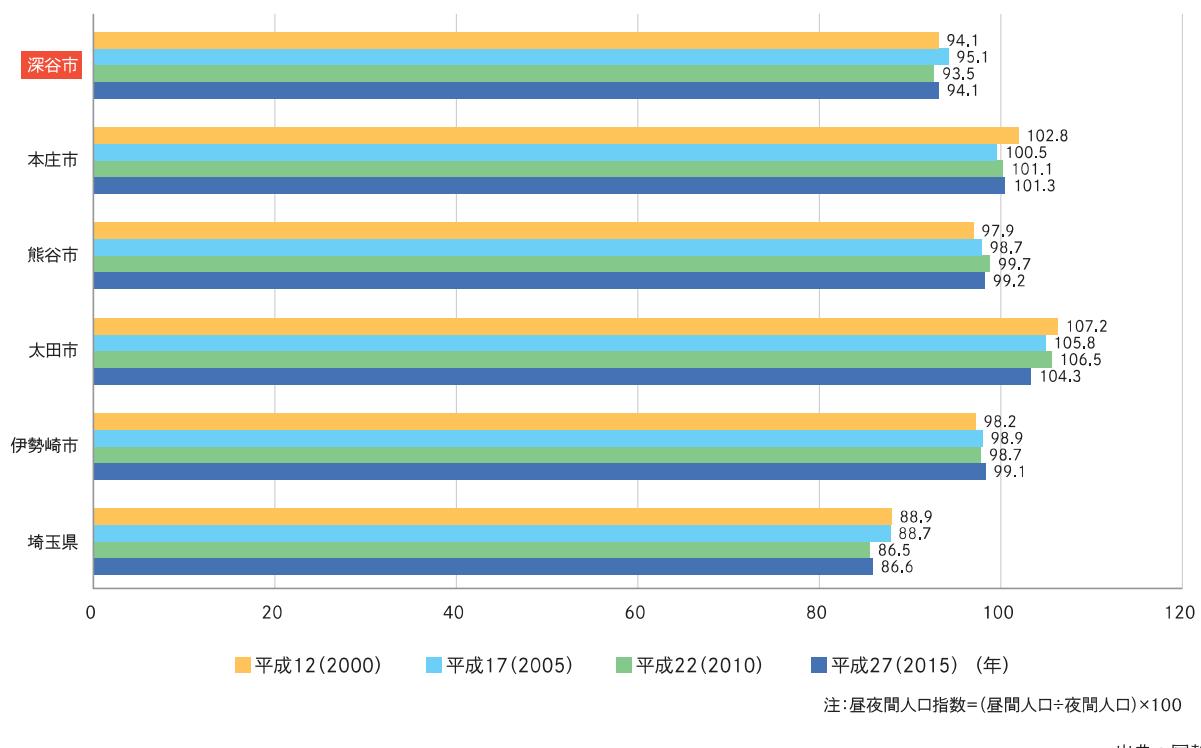
1 深谷市の就業・産業の状況について

(1) 昼夜間人口指数の近隣団体比較

昼夜間人口指数とは、昼間人口を夜間人口で割った指数であり、昼間人口が大きいことは市内における仕事の場が確保されていることを示唆するものです。本市の昼夜間人口指数は95前後であり、昼間人口と夜間人口は概ね均衡しています。隣接する団体と比較するとやや低いものの埼玉県平均に比べて大きく上回っています。

近隣(熊谷・本庄など)とあわせて東京近郊への人口流出を抑える「ダム」としての機能が、雇用面という観点で、一定程度果たされていることがうかがえます。

●昼夜間人口指数の近隣団体比較

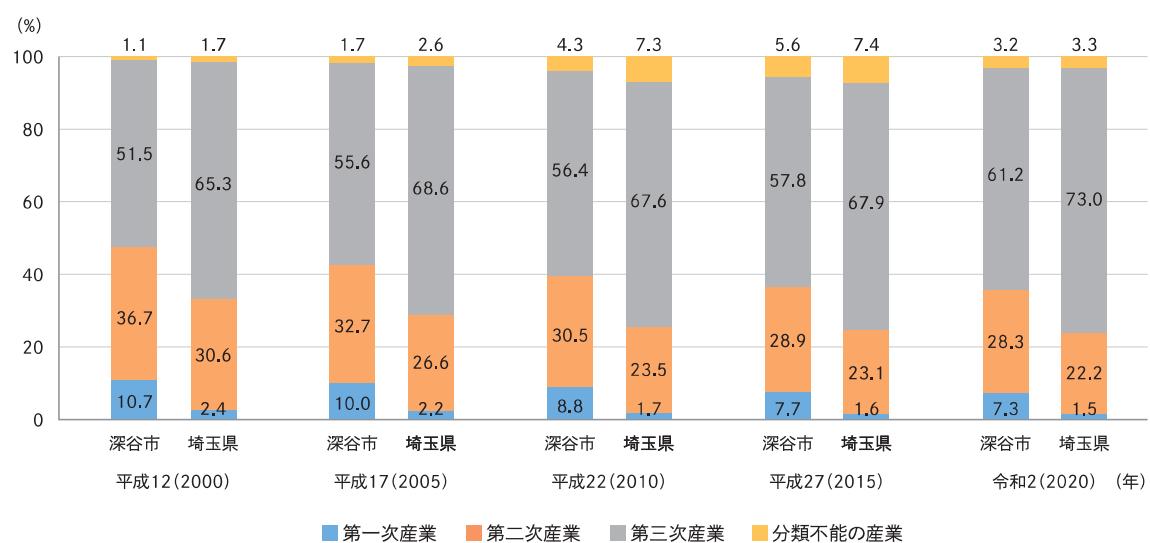


(2) 就業状況

産業分類別就業者割合の推移をみると、第1次産業*及び第2次産業*が減少傾向にある一方で、第3次産業*は増加傾向にあります。特に農業などの第1次産業については、平成12(2000)年には全体の10.7%であったものが、令和2(2020)年には7.3%と、3.4ポイントの減少となっており、埼玉県水準と比較すると高い水準にあるものの、減少傾向にあることがわかります。

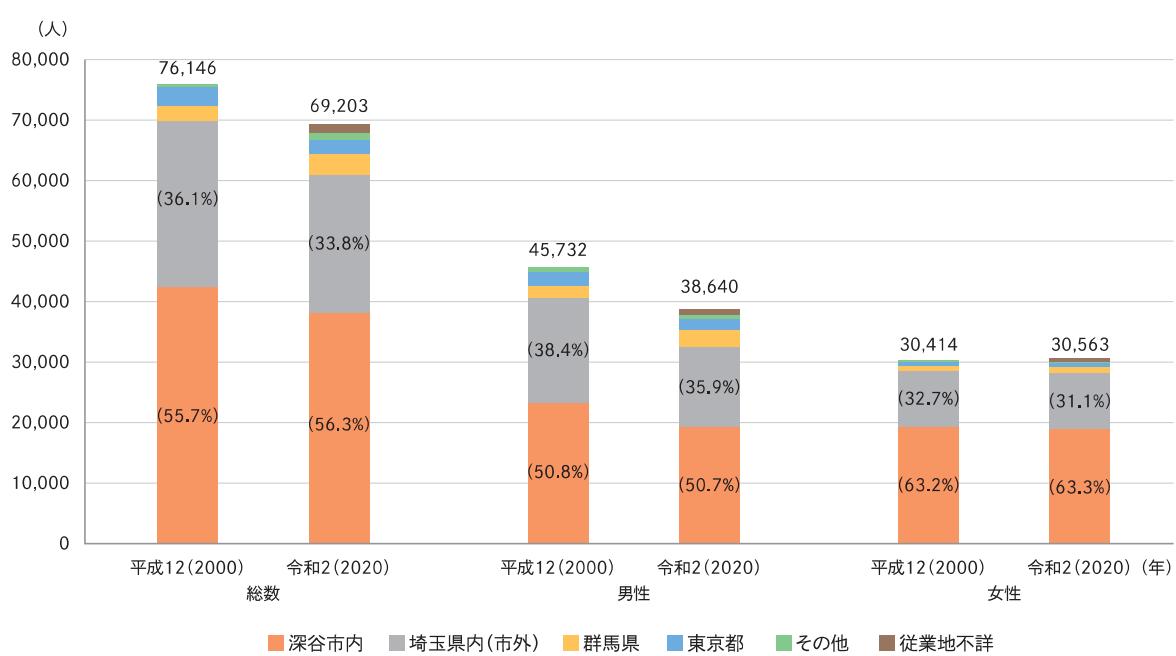
従業地の状況をみると、令和2年の市内就業割合は56.3%、次いで県内他市町村が33.8%となっています。経年で比較すると就業者数が減少していますが、従業地の割合に大きな変化はみられません。

● 産業分類別就業者割合の推移



出典：国勢調査

● 従業地の状況



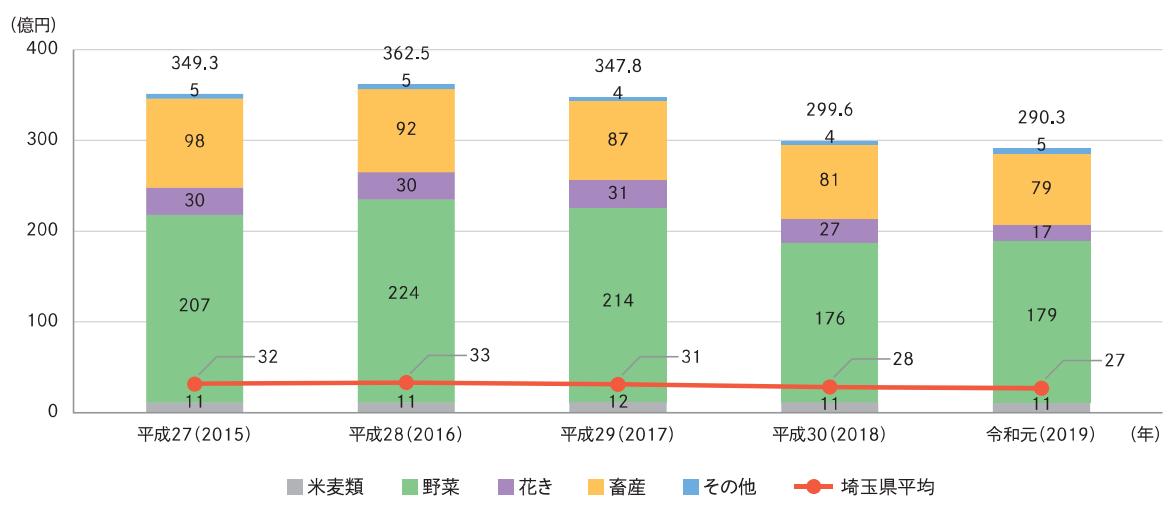
出典：国勢調査

(3) 農業

深谷市の令和元(2019)年の農業産出額は290億3千万円であり、埼玉県内で第1位となっており、農業が主要な産業となっています。内訳としては、野菜が過半数を超えており、畜産や花き栽培が盛んに行われています。

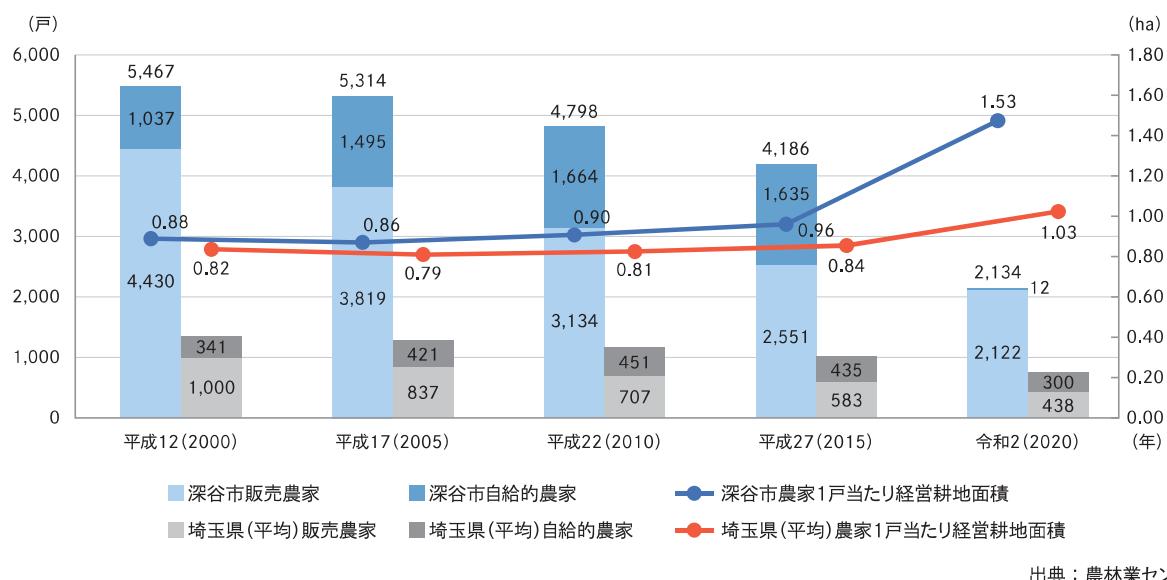
農業産出額の推移としては、平成28(2016)年をピークに減少傾向にあります。また、農林業センサスによれば、農家総数は令和2(2020)年に2,134戸となり、過去20年間で約6割減少しています。農家総数の減少の要因は、自給的農家(販売農家以外の農家)の大幅な減少によるものです。農家1戸当たりの経営耕地面積は増加していることから、農家の大規模化の傾向がみられます。

● 農業産出額の推移



出典：農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

● 農家総数及び農家1戸当たりの経営耕地面積の推移



出典：農林業センサス

(注)埼玉県(平均)は、埼玉県の各数値を県内の市町村数で除算した数値を示します。

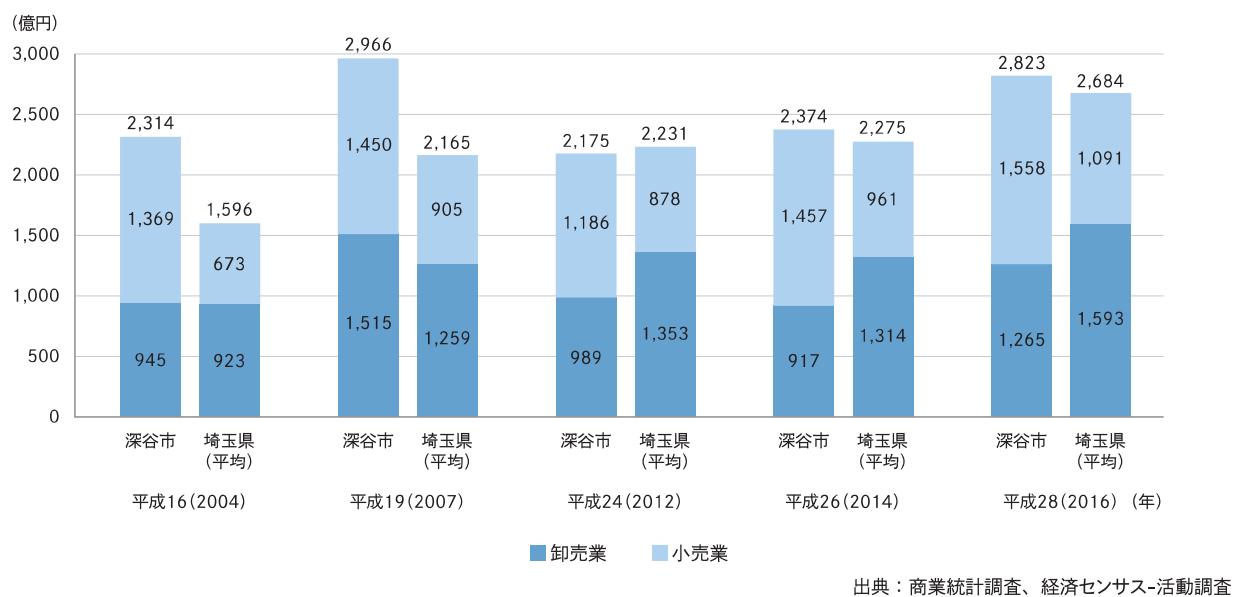
(注)農林業センサスにおける農家とは、調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上または経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が15万円以上あった世帯となります。

(4) 商業

中心市街地は、古くは中山道の宿場町として商業が栄え、現在でも深谷駅周辺には個人経営の商店が集まっています。また、昭和47(1972)年に着工した上柴土地区画整理事業により上柴地区の開発を進めてきたところであり、市街地が形成されるとともに多くの商業施設が集まっています。市全体の年間商品販売額の推移をみると、平成19(2007)年をピークに一時減少したものの、その後増加し、平成28(2016)年は2,823億円となっています。内訳としては、小売業が5~6割程度を占め、卸売業より多い傾向があります。

事業所数及び従業者数の推移をみると、卸売業・小売業ともに減少傾向ですが、卸売業は平成28(2016)年、小売業は平成26年(2014)年からやや増加しています。

●年間商品販売額の推移



●事業所数の推移

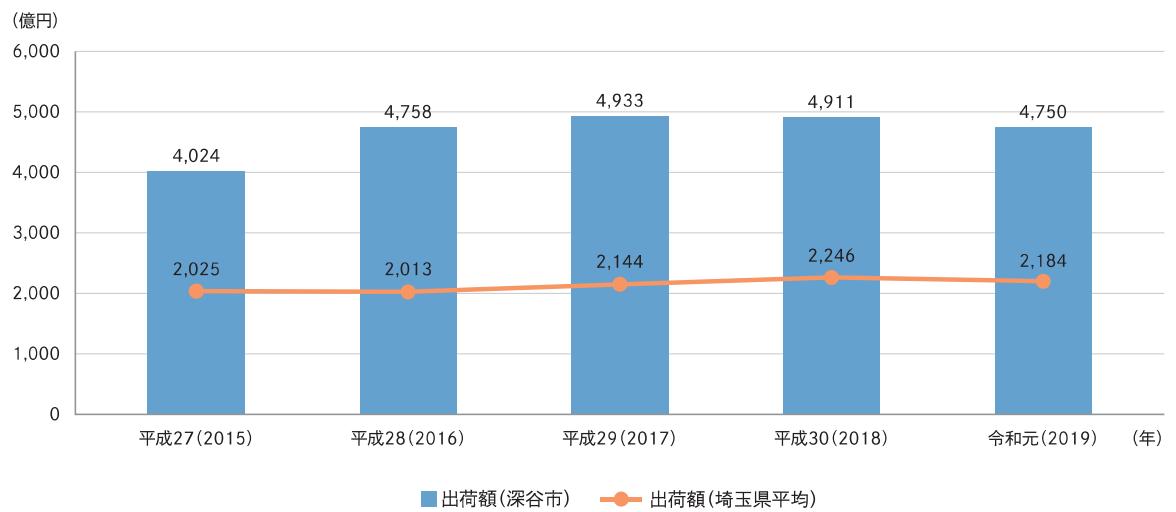


(5) 工業

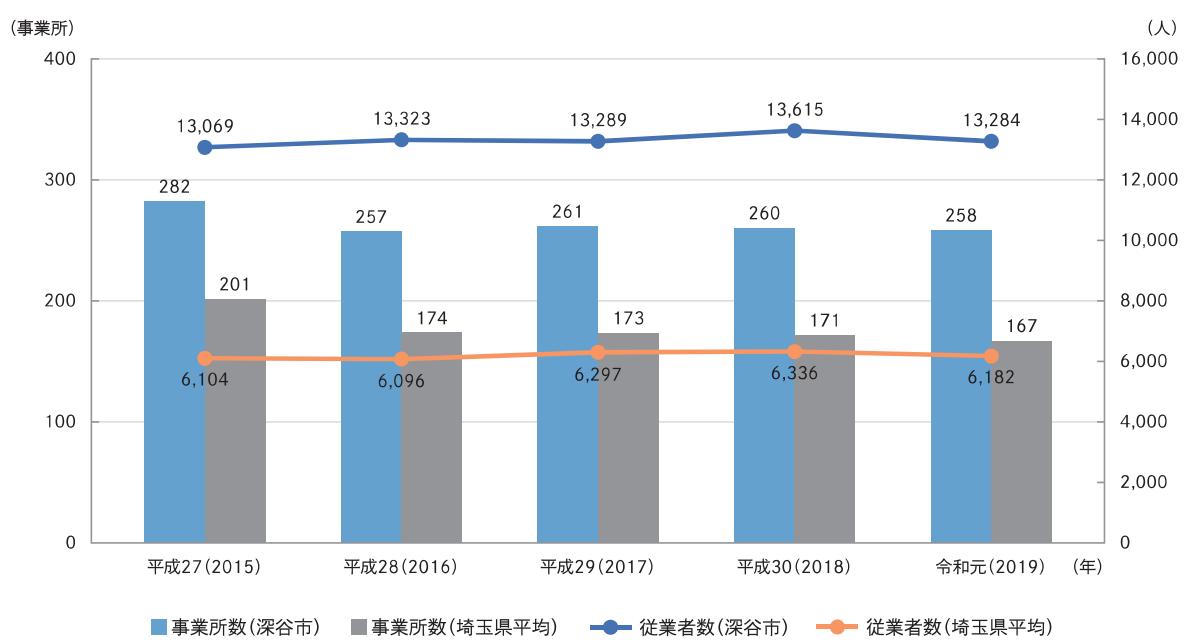
深谷市には、明治21(1888)年に日本で最初の機械式レンガ工場である日本煉瓦製造株式会社の工場が設立され、同社で製造されたレンガは、東京駅をはじめ明治から大正にかけて多くの近代建築物に使用されました。現在では、深谷工業団地、川本春日丘工業団地、熊谷工業団地などの工業地帯が形成され、工業都市としての一面を有しています。

年間製造品出荷額の推移をみると、埼玉県平均より高い水準にあり、平成27(2015)年以降増加傾向がみられます。令和元(2019)年は微減して4,750億円となっています。事業所数及び従業者数も埼玉県平均より高い水準で、経年でみると横ばいで推移しています。

●年間製造品出荷額の推移



●事業所数及び従業者数の推移



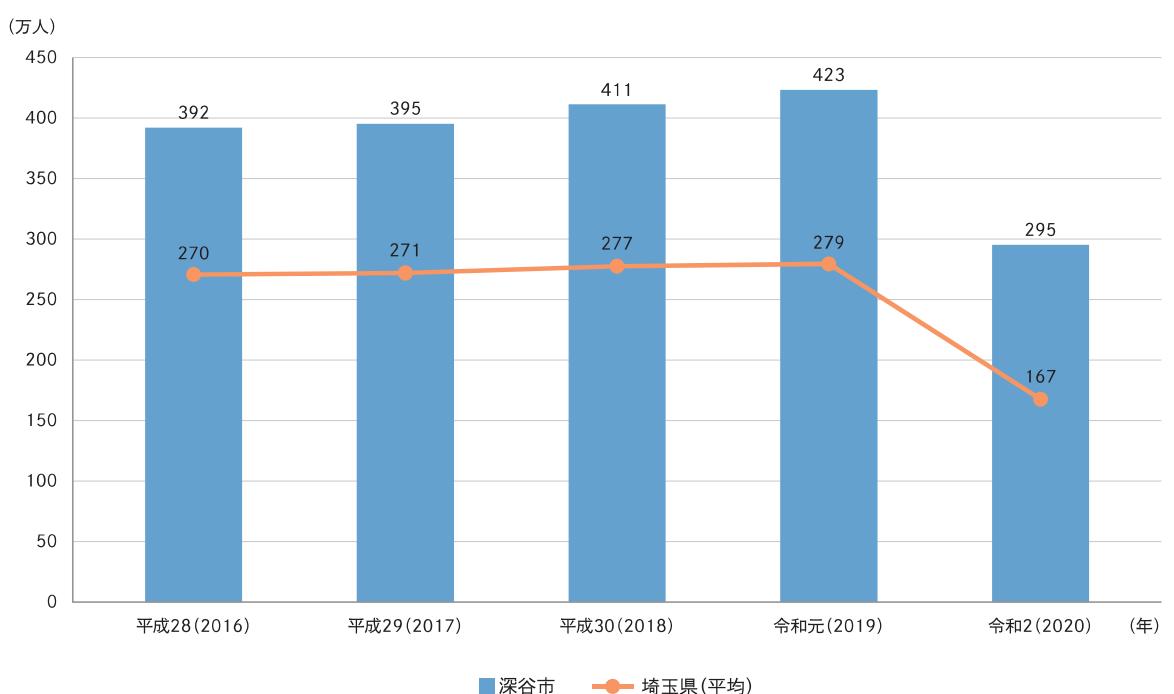
(6) 観光

深谷市には、国の重要文化財であるホフマン輪窯^{わがま}*をはじめとする渋沢栄一*ゆかりの施設、文化的価値の高い史跡などの文化資源が数多く残されています。

また、道の駅での、野菜や花きなどの農畜産物直売が盛んに行われているほか、各種スポーツ・レクリエーション施設、深谷七夕まつりやふかや花フェスタなどのイベント、幹線道路沿いに商業施設が集まるなど、観光客集客に資する施設や資源があります。さらに、花園インターチェンジ周辺に「深谷テラス ヤサイな仲間たちファーム」「ふかや花園プレミアム・アウトレット」が開業し、農業と観光の振興に寄与する取組が行われています。

観光入込客数の推移をみると、平成28(2016)年以降は増加傾向にありましたが、令和2(2020)年は新型コロナウィルス感染症拡大の影響により、約295万人にとどまっています。

●観光入込客数の推移



出典：埼玉県観光課「観光入込客統計調査結果について」

将来展望に必要な調査・分析のまとめ(産業・雇用)

- 農業については、農業産出額は埼玉県内1位であり、主要な産業となっている。小規模農家は減少傾向にあり、農家の大規模化の傾向がみられる。
- 商業については、年間商品販売額は平成19年をピークに一時減少したものの、その後増加傾向にある。内訳としては、小売業が5~6割程度を占める。
- 工業については、年間製造品出荷額は埼玉県平均より高い水準にある。事業所数及び従業者数の埼玉県平均より高い水準にある。
- 観光については、観光入込客数は増加傾向にあったが、新型コロナウィルスの影響により、令和2年は減少している。

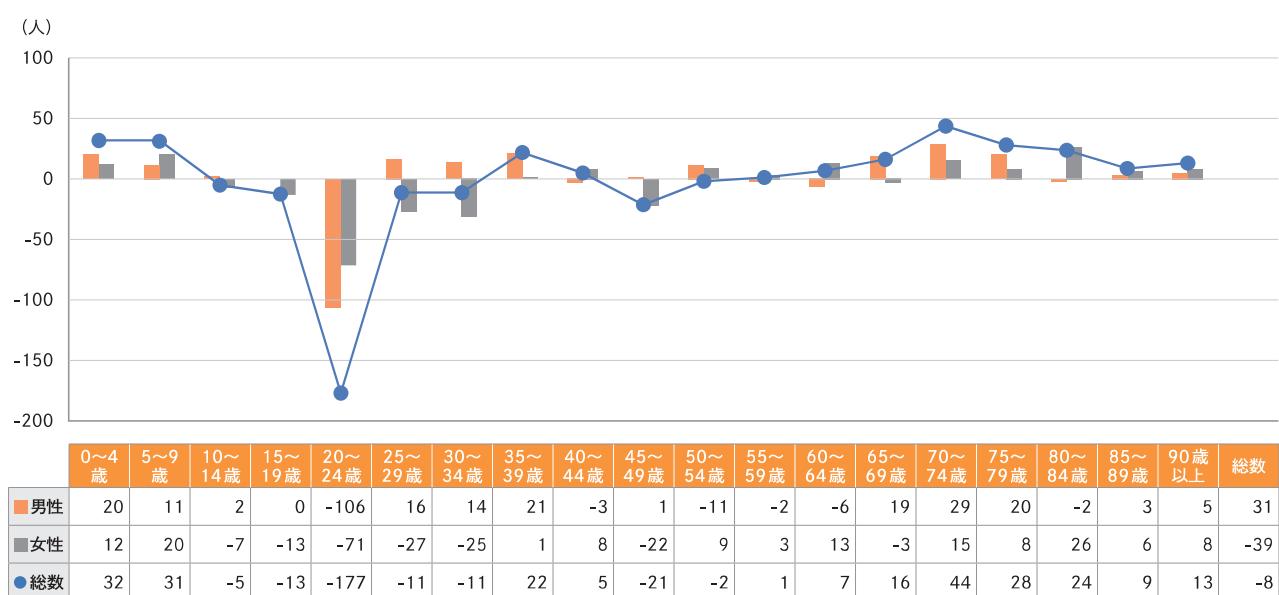
2 深谷市におけるひとの流れの現状について

(1) 深谷市の年齢区分別、男女別純移動者数の状況

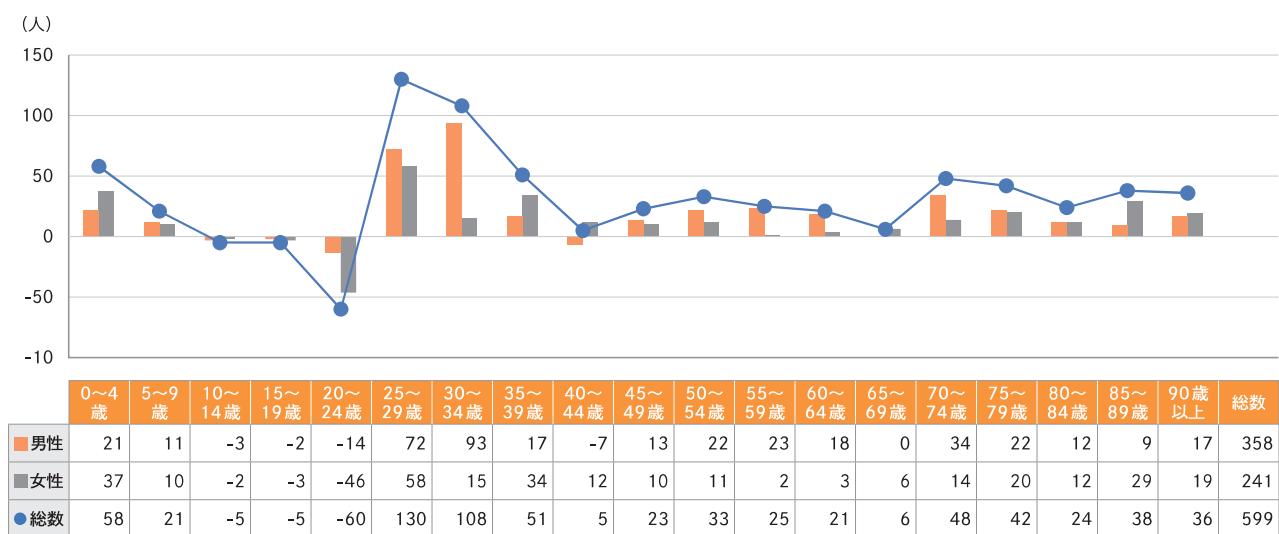
平成29(2017)年と令和3(2021)年を比較し、年齢5歳階級ごとの純移動数をみると、平成29(2017)年は20～24歳の年齢層の大幅な人口流出がみられましたが、令和3(2021)年はこの年齢層の流出が抑えられています。

また、25～29歳、30～34歳、35～39歳の年齢層について、平成29(2017)年は流入出がほぼ均衡していた状況がみられましたが、令和3(2021)年はいずれの年齢層も人口流入が大幅に増加しており、0～4歳の年齢層の人口流入も増加していることから、子育て世代の流入が増加傾向にあることがうかがえます。

●平成29年 深谷市 年齢5歳階級別・男女純移動数



●令和3年 深谷市 年齢5歳階級別・男女純移動数



出典：住民基本台帳人口移動報告

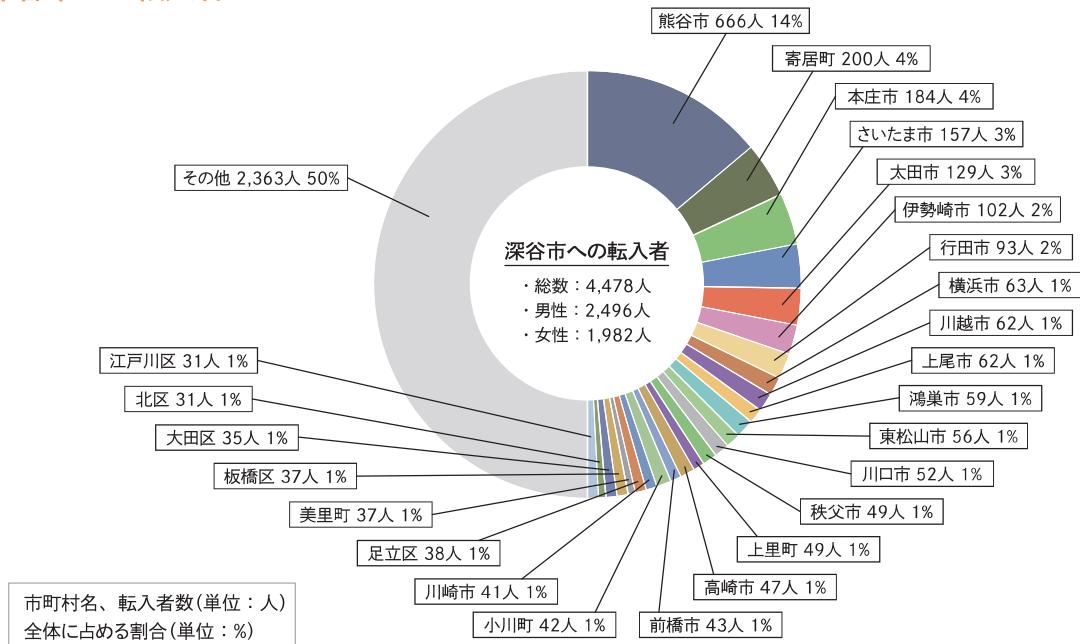
(2) 深谷市の転入元・転出先別移動者割合(上位市区町村)

深谷市への転入者4,478人のうち、上位10市町村の内訳として、埼玉県内からの転入者は1,424人、次いで群馬県が231人であり、上位10市町村からの転入が全体の約4割を占めています。

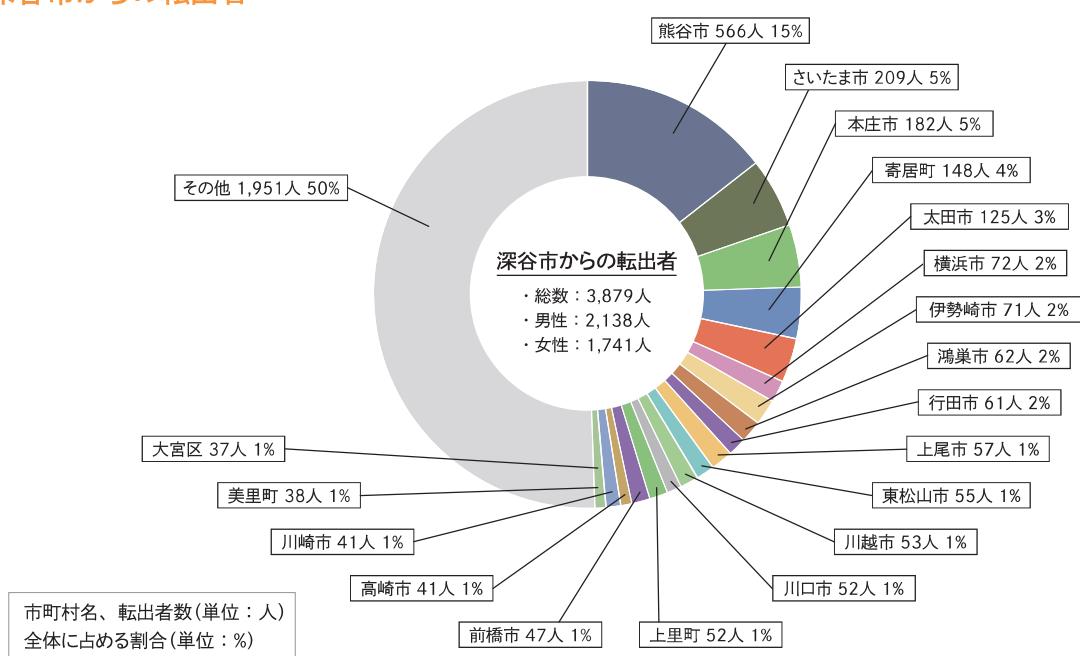
また、深谷市からの転出者3,879人のうち、上位10市町村の内訳として、埼玉県内への転出者は1,285人、次いで群馬県が196人であり、上位10市町村への転出が全体の約4割を占めています。

のことから、転入・転出ともに近隣自治体を中心であり、遠方への転入・転出は少ないことが分かります。

●深谷市への転入者



●深谷市からの転出者



出典：令和3年住民基本台帳人口移動報告

転入者及び転出者アンケート 【転入・転出に関する意識】

■転入・転出のきっかけについては、仕事、結婚、住宅取得が、主たる要因となっています。

■人口移動の割合の高い20代、30代においては、転入・転出とともに仕事または結婚を理由とする人の割合が全体の約6割を占めており、当該世代においては、仕事と結婚が主たる要因となっていることがうかがえます。

■転入に際し、本市に決めた理由としては、上位から、通勤・通学の利便性の良さ、住宅の広さや価格など住宅事情の良さ、ゴミ出しや上下水道など生活環境の良さなどが挙げられており、本市の住みやすさが転入の要因であることがうかがえます。

出典：令和3年度転入者・転出者アンケート

将来展望に必要な調査・分析のまとめ(ひとの流れ)

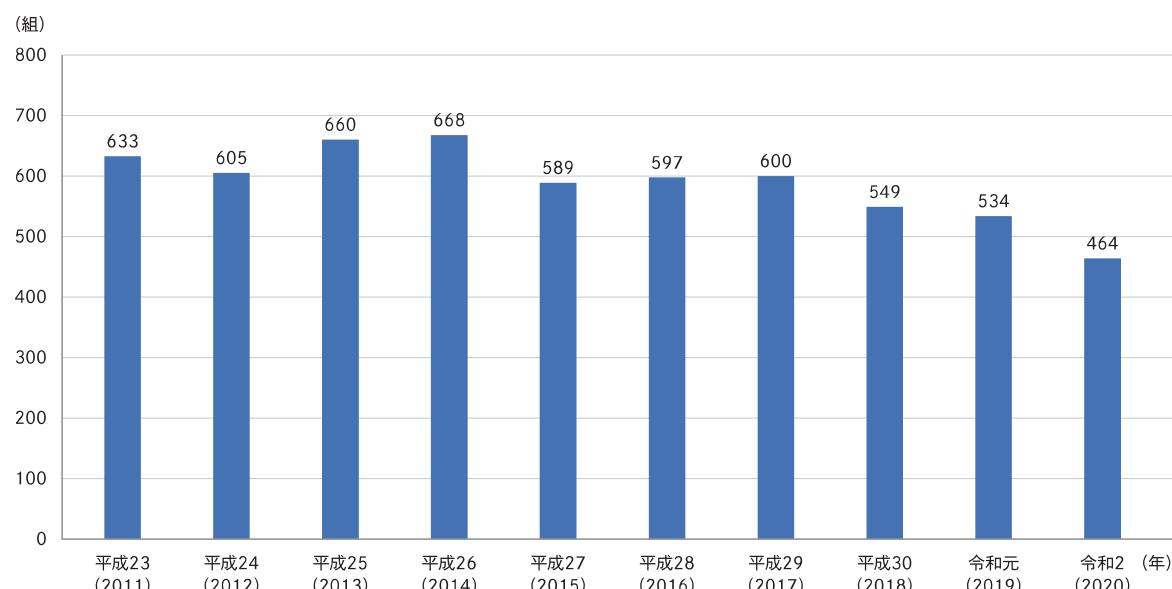
- ・20代、30代の年齢層の人口流入が大幅に増加している。
- ・ひとの流れは近隣自治体との間が中心となっている。
- ・転入者及び転出者アンケートから転入・転出とともに、仕事、結婚、住宅取得が主な要因となっている。
- ・本市における通勤・通学の利便性や、住宅事情・生活環境の良さなどが転入を決めた理由として挙げられている。

3 結婚・出産・子育ての現状について

(1) 婚姻数の推移

婚姻数の推移をみると、平成26(2014)年をピークに減少傾向にあります。平成29(2017)年までは600組前後を推移していましたが、令和2(2020)年は464組にとどまっています。

● 婚姻数の推移



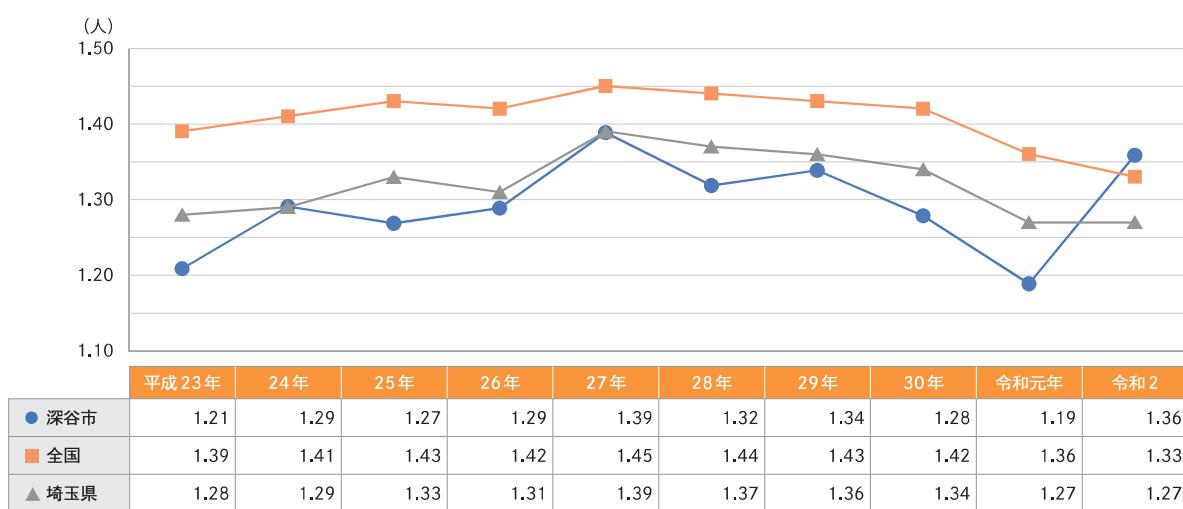
※婚姻数は夫の住所地による。

出典：埼玉県の人口動態概況

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、過去10か年は概ね全国や埼玉県の水準を下回って推移し、令和元年には1.19と過去最低となりましたが、令和2年には1.36に上昇しています。

● 合計特殊出生率の推移

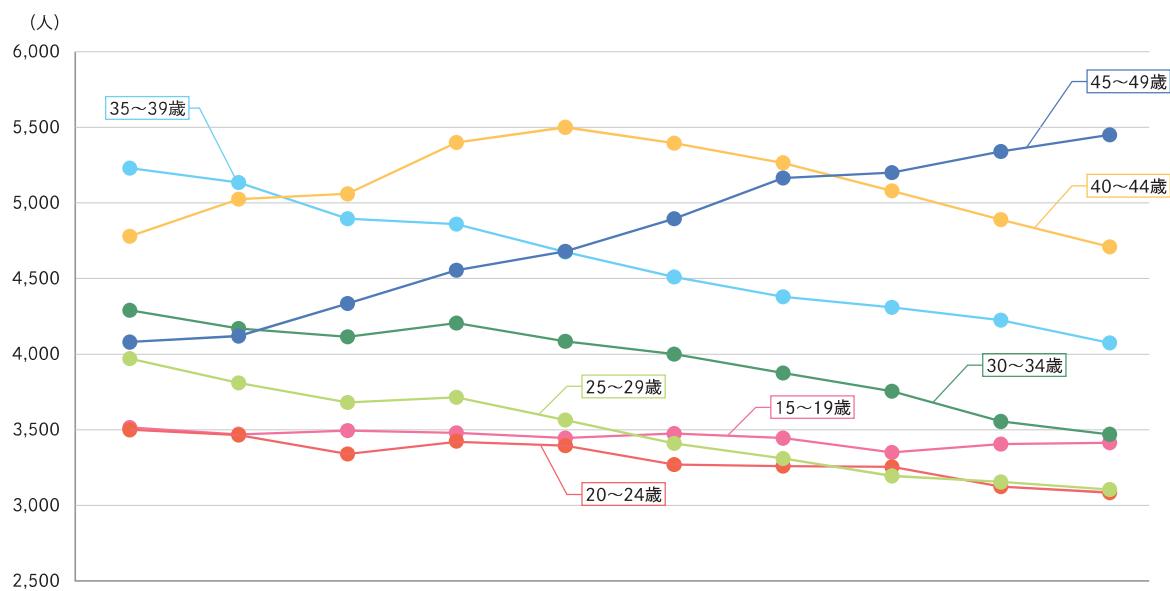


出典：合計特殊出生率の年次推移(保健所・市区町村別)

(3) 15～49歳女性人口の推移

全体的に女性人口は減少傾向にありますが、45～49歳の女性人口は継続して増加傾向にあります。出産適齢期の女性の比率が減少していることが分かります。

● 15～49歳女性人口の推移



出典：住民基本台帳データ（基準日：4月1日）

(4) 母の年齢別出生数の推移

全体的に出生数は減少傾向にあり、中でも、20～24歳における出生数は減少傾向が続いています。一方で、40～44歳における出生数は増加傾向にあり、出産時期が遅くなっている傾向が分かります。

●母の年齢別出生数の推移



出典：保健センター調べ

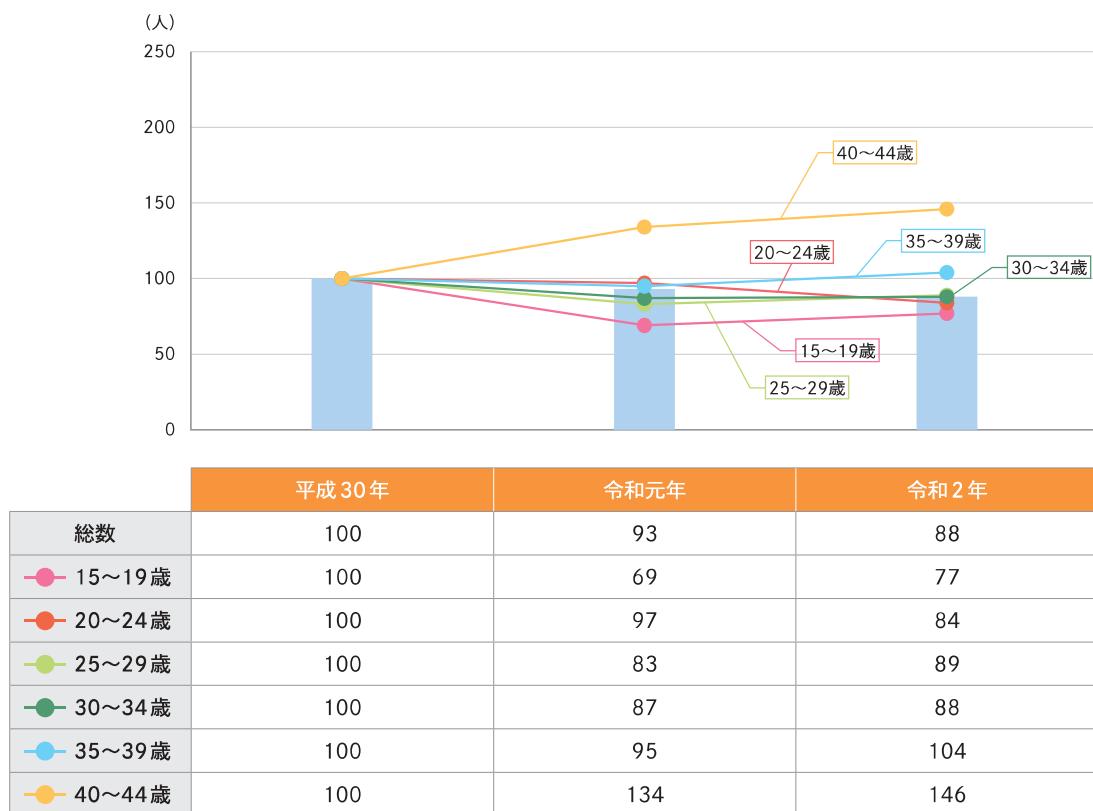
※平成27年策定の深谷市人口ビジョンでは、国の人ロ動態調査に基づき、平成18年～25年の情報を掲載していましたが、同調査が平成29年実績までの公表となっているため、深谷市人口ビジョン(改訂版)では、市独自の集計結果を採用しています。

平成30(2018)年の出生数を100とした場合、35～39歳、40～44歳の数値が上昇傾向にあり、このうち、40～44歳の数値は、令和2(2020)年において、約1.5倍まで上昇しています。

一方、15～19歳、20～24歳、25～29歳及び30～34歳の数値が下降傾向にあります。

出生数の総数としては、平成30(2018)年から令和2(2020)年にかけて、約1割減少しています。

●母の年齢別出生数の推移(平成30年=100)

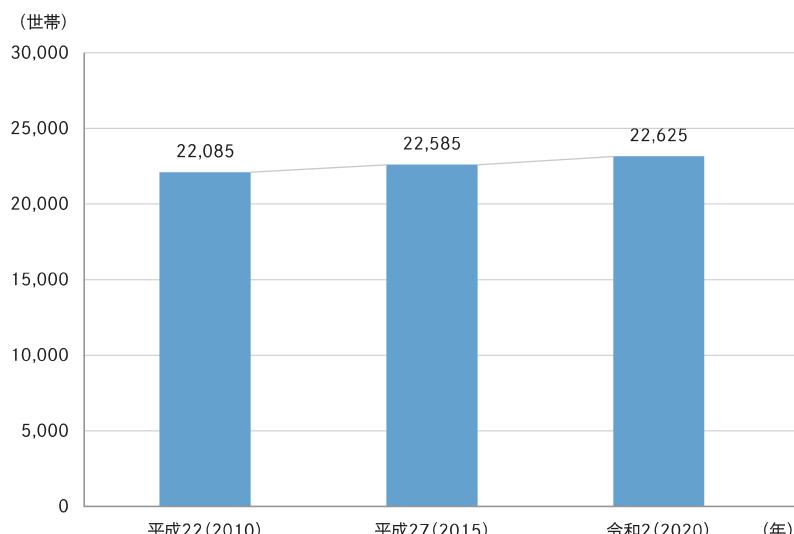


出典：保健センター調べ

(5) 子育て世帯数の推移

子育て世帯数をみると、ほぼ横ばいで推移していますが、平成22(2010)年の22,085世帯から令和2(2020)年に22,625世帯となっており、年々増加傾向にあります。

●子育て世帯数の推移



※子育て世帯数における子どもとは、20歳未満の方を指します。

出典：国勢調査

将来展望に必要な調査・分析のまとめ(結婚・出産・子育て)

- 合計特殊出生率は、全国や埼玉県の水準を下回って推移していたが、令和2年には1.36に上昇し、全国や埼玉県の水準を上回る状況となっている。
- 全体的に女性人口は減少傾向にあり、中でも、出産適齢期の女性の比率が減少傾向となっている。
- 全体的に出生数は減少傾向にある一方で、40代の出生数は増加傾向にあり、出産時期が遅くなっている傾向がある。
- 子育て世帯数は、ほぼ横ばいで推移しているが、年々増加傾向にある。

4 まちづくりの現状について

(1) 生活関連指標の状況

生活関連指標について、特別に深刻な課題(首都圏における保育所不足のような課題)はない状況となっています。近隣と比較してやや少ないものとしては、医師数、歯科医師数、薬剤師数が挙げられます。

その他、核家族世帯割合は最も高い一方で、単独世帯割合は最も低いという世帯の状況に関する特徴が見られます。

●地域特性に関する社会指標の近隣団体比較

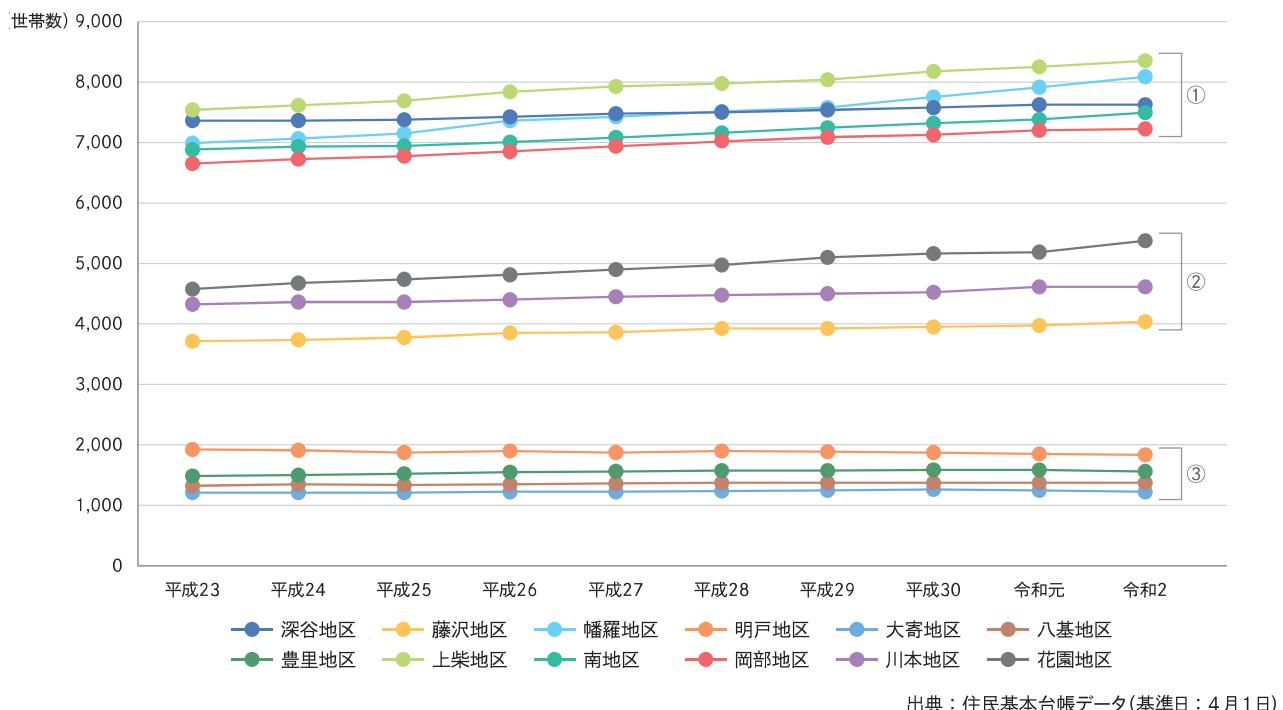
No.	保育所数	単位	基準年	深谷市	熊谷市	本庄市	伊勢崎市	太田市
1	保育所数	(所)	2018	37	39	21	46	48
2	人口10万人あたり保育所数	(所)	2018	26	20	27	22	22
3	幼稚園数	(園)	2019	11	11	6	15	10
4	人口10万人あたり幼稚園数	(園)	2019	8	6	8	7	5
5	人口10万人あたり介護老人福祉施設数	(所)	2018	10	8	5	8	8
6	人口10万人あたり図書館数	(館)	2018	3	3	3	2	2
7	人口10万人あたり一般病院数	(施設)	2018	6	5	13	4	4
8	人口10万人あたり医師数	(人)	2018	155	181	162	196	187
9	人口10万人あたり歯科医師数	(人)	2018	64	74	71	60	85
10	人口10万人あたり薬剤師数	(人)	2018	186	257	212	190	193
11	核家族世帯割合	(%)	2015	63	62	57	60	59
12	単独世帯割合	(%)	2015	24	27	31	28	29
13	高齢夫婦世帯割合	(%)	2015	12	12	11	10	11
14	高齢単身世帯割合	(%)	2015	9	10	11	8	8

出典：統計でみる市区町村のすがた2021

(2) 世帯の状況

地区別に世帯数をみたときに、①(上柴地区、深谷地区、幡羅地区、南地区、岡部地区)、②(花園地区、川本地区、藤沢地区)、③(明戸地区、豊里地区、八基地区、大寄地区)の3つの区分に分けると、①と②の区分に該当する地区的世帯数は増加傾向にある一方、③の区分に該当する地区的世帯数は、近年、減少傾向にあります。

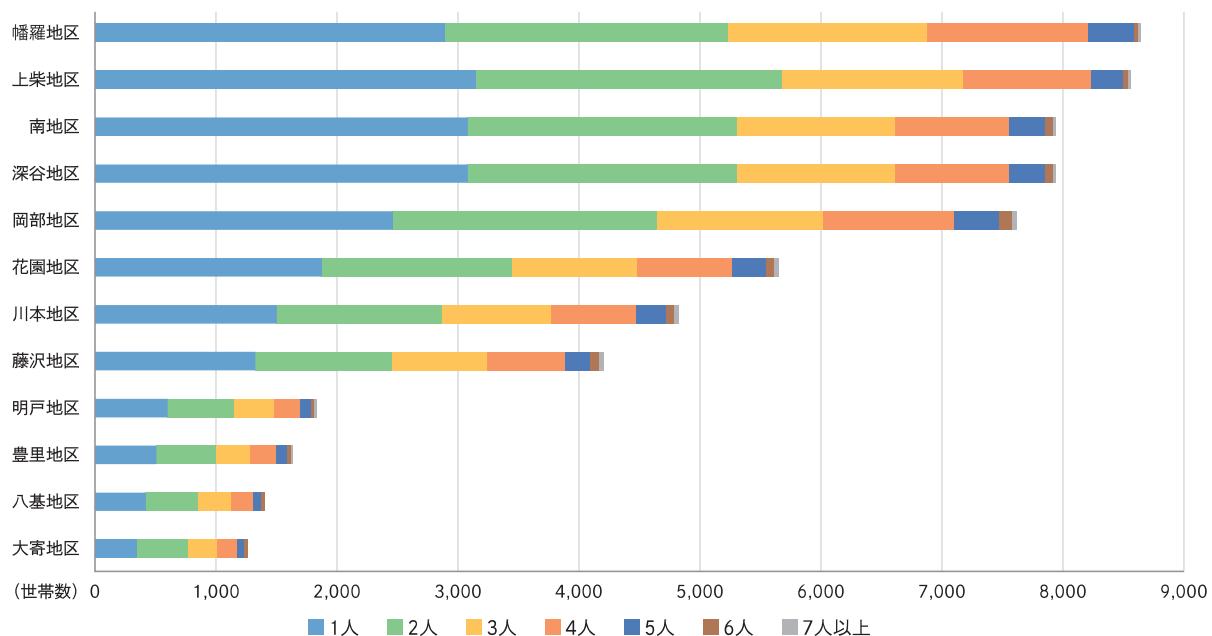
● 地域別世帯数



出典：住民基本台帳データ（基準日：4月1日）

上柴地区、深谷地区、幡羅地区、南地区は、単身世帯が3分の1を超える割合を占めています。

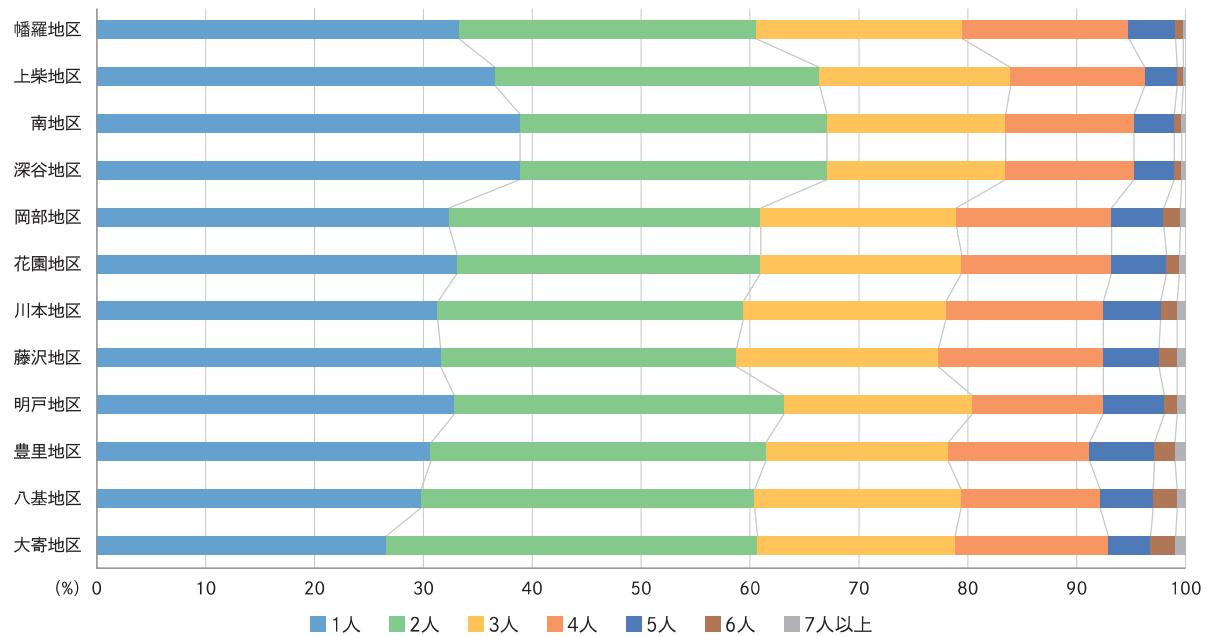
● 地区別世帯構成別世帯数(令和4年度)



出典：地区別世帯構成別世帯数（基準日：令和4年4月1日）

ほぼ全ての地区において、単身世帯と2人世帯が6割を超える割合を占めており、特に、上柴地区、深谷地区、南地区において、その割合が大きくなっています。

●地区別世帯構成比率(令和4年度)



出典：地区別世帯構成別世帯数(基準日：令和4年4月1日)

将来展望に必要な調査・分析のまとめ(まちづくり)

- ・将来人口は減少の見通しであるが、第2章の将来人口の推計と分析から、特に都市部の将来人口減少が顕著であることがうかがえる。
- ・生活関連指標について近隣自治体と比較した場合に特別深刻な課題は見受けられない。
- ・近隣自治体と比較すると核家族世帯割合がやや高いが、単独世帯割合は低いことがうかがえる。

1 深谷市の人団の将来展望

第3章までの基礎調査を踏まえ、以下の2つの視点をもとに本市が将来目指すべき人口規模を展望します。

■出生率向上：合計特殊出生率を令和22(2040)年までに2.07に上昇

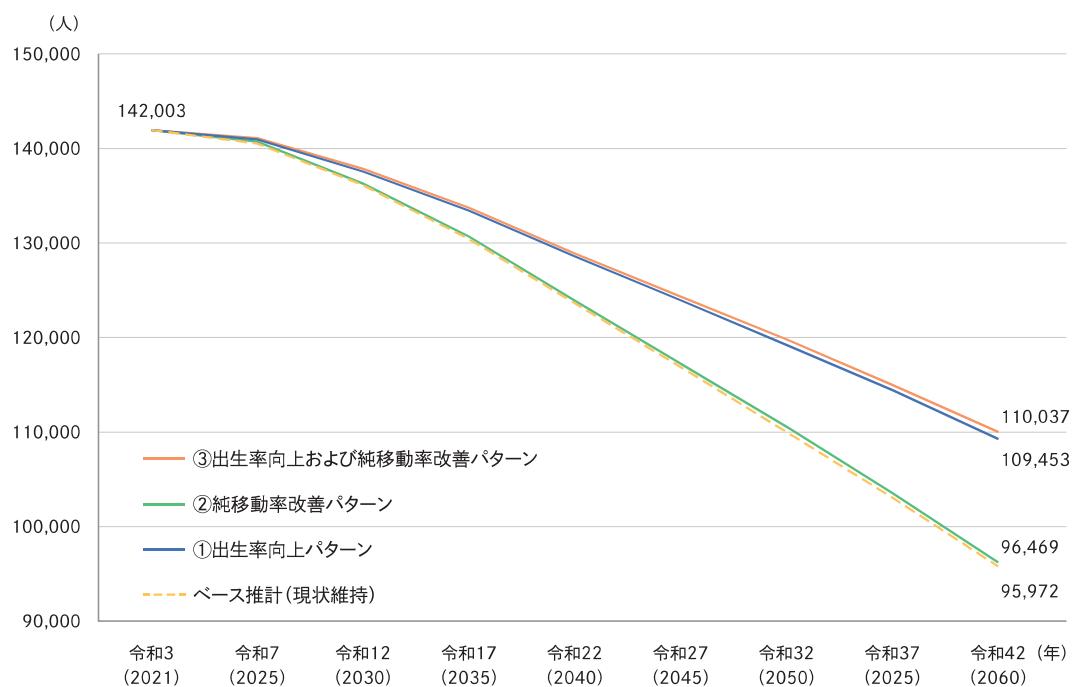
■移動率改善：20代、30代の純移動率を10%改善



■令和42(2060)年に人口は約11万人を維持する。(現状維持の場合 約9万6千人)

■令和42(2060)年に高齢化率36.0%の水準にする。(現状維持の場合 41.2%)

●人口シミュレーション



	令和3 (2021)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年	令和17 (2035)年	令和22 (2040)年	令和27 (2045)年	令和32 (2050)年	令和37 (2055)年	令和42 (2060)年	高齢化率
ベース推計(現状維持)	142,003	140,685	136,224	130,478	123,793	116,970	110,223	103,273	95,972	41.2
①出生率向上パターン	142,003	141,101	137,671	133,496	128,691	124,006	119,388	114,564	109,453	36.1
②純移動率改善パターン	142,003	140,730	136,337	130,662	124,048	117,293	110,609	103,718	96,469	41.0
③出生率向上および 純移動率改善パターン	142,003	141,146	137,787	133,687	128,960	124,355	119,815	115,069	110,037	36.0

(1) 人口の将来展望にあたって実施した人口シミュレーションの考え方

本市の将来目指すべき将来人口規模を定めるため、人口変動の重要な要素である出生率及び純移動率を掛け合わせた人口シミュレーションを行いました。

■出生率の考え方

合計特殊出生率は令和5(2023)年以降、令和12(2030)年の合計特殊出生率を1.78^{*1}としたうえで、段階的に上昇させる設定としています。また、令和12(2030)年以降は、令和22(2040)年の合計特殊出生率を2.07^{*2}としたうえで、段階的に上昇させる設定とし、人口シミュレーションを行いました。

*1 合計特殊出生率1.78は、埼玉県人口ビジョンにおける希望出生率(県民の結婚・子育ての希望が実現した場合の出生率)と同数を採用しています。なお、埼玉県人口ビジョンにおける総人口の将来展望では、県民の出産の希望が実現した場合の希望実現人口の試算において、令和12(2030)年の出生率を1.78としています。

*2 合計特殊出生率2.07は、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンが示す人口置換水準(人口規模が長期に維持される水準)と同数を採用しています。なお、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンにおける人口の長期的展望では、令和22(2040)年の出生率が2.07まで回復した場合、令和42(2060)年に総人口1億人程度を確保し、その後令和82(2100)年前後には人口が定常状態になることが見込まれるとしています。

■移動率の考え方

純移動率は過去5年(平成29(2017)年から令和3(2021)年)の人口移動を基準に、20代・30代の純移動率を変動させることにより、人口シミュレーションを行いました。

(2) 人口の将来展望(目標)

人口の将来展望にあたって実施した人口シミュレーションの考え方に基づく各人口シミュレーションの結果は、以下の通りになります。

●現状維持

令和42(2060)年において人口が95,972人まで減少することが見込まれます。

①出生率向上パターン

「現状維持」のシミュレーション結果に加え、「埼玉県人口ビジョン」の人口推計の試算で採用されている希望出生率1.78(県民の結婚・子育ての希望が実現した場合の出生率)と同数を設定するとともに、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の人口推計の試算で採用されている人口置換水準2.07(人口規模が長期に維持される水準)と同数を設定します。

出生率を令和12(2030)年1.78(埼玉県における希望出生率)、令和22(2040)年2.07(国における人口置換水準)と設定すると、令和42(2060)年において人口が109,453人まで向上することが見込まれます。

②移動率改善パターン

20代及び30代の転出を抑制し、転入を促進することにより、純移動率を継続して10%改善と設定すると、令和42(2060)年において人口が96,469人まで向上することが見込まれます。

③出生率向上及び純移動率改善パターン(深谷市的人口の将来展望)

「①出生率向上パターン」のシミュレーション結果に加え、過去の社会増減の状況を考慮し、20代、30代の純移動率を10%改善と設定すると、令和42(2060)年の人口は110,037人まで向上することが見込まれます。

本市の人口の将来展望は、人口減少に歯止めをかけ、未来に続く持続可能なまちを維持していくためにどのような人口であるべきかという観点から、この「③出生率向上及び移動率改善パターン」を本市の人口の将来展望とします。

なお、この人口の将来展望では、現状維持と比較して14,065名、減少幅が改善します。また、高齢化率は36.0%(現状維持の場合41.2%)の水準となります。



資料 3 主な事業解説

事業名	事業内容	担当課
1-1-1 子育て支援の充実(P.64、65)		
こども医療費支給事業	子育て世帯の経済的負担軽減及び児童の健やかな成長に資することを目的として、18歳年度末までの児童が医療保険で診療を受けた際の医療費の一部負担金を養育者へ支給する。	こども青少年課
児童手当支給事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資することを目的として、15歳年度末(中学校修了前)までの児童を養育している方に手当を支給する。	こども青少年課
母子家庭等自立支援事業	ひとり親世帯の生活の安定を目的として、母子・父子家庭の父母に対して、職業能力の開発のための講座受講料の一部助成や、専門的な資格取得のための養成機関修業中の訓練促進給付金を支給する。	こども青少年課
0歳児子育て支援金支給事業	生後間もない児童を抱える子育て世帯の経済的な負担を軽減し、出産を祝う目的で、0歳児を養育する者に対して0歳児子育て支援金を地域通貨ネギーで支給する。	こども青少年課
子育て支援推進事業	子育て世帯の負担軽減のため、小学6年生までの児童を対象として、子育ての手助けをしてほしい方とその応援をしたい方が会員となり、地域で相互の子育て援助活動を行う。	こども青少年課
児童福祉推進事業	母子の自立を目的とした施設入所や保護者の病気等による一時的な子どもの預かりを行う。	こども青少年課
児童相談・虐待防止事業	18歳未満の子ども及び保護者に対し、子育てや児童虐待に対する相談を受け、対応を行う。	こども青少年課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターにおいて、保育園や幼稚園に通っていない未就学児及び保護者を対象に子育て支援事業を実施し、育児不安、悩みなどの解消を図る。	保育課
1-1-2 保育環境の充実(P.66、67)		
公立保育施設運営事業	保護者が働いている場合など、家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育する公立保育園を運営する。	保育課
私立保育施設運営事業	保護者が働いている場合など、家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育する私立保育園等の運営を支援する。	保育課
私立保育施設整備費補助事業	保育園の新設や建て替え等を行う事業者に費用の一部を補助する。	保育課
公立学童保育室運営事業	放課後に保護者が就労等により家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図る公立学童保育室を運営する。	保育課
私立学童保育室運営事業	放課後に保護者が就労等により家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図る私立学童保育室の運営を支援する。	保育課
子ども・子育て支援交付金事業	延長保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業といった保育サービスを実施する事業者を支援する。	保育課

事業名	事業内容	担当課
1-1-3 青少年の健全育成の推進(P.68、69)		
青少年健全育成環境づくり事業	青少年の健全育成を目的として活動する深谷市子どもサポート市民会議の活動支援のため、補助金を交付する。また、青少年育成埼玉県民会議から委嘱された青少年育成推進団体が行う青少年育成活動を支援する。	こども青少年課
青少年相談支援事業	社会参加が困難な青少年やその家族の不安軽減のため、ひきこもり等相談室を開設する。また、悩みを抱える青少年やその家族を地域全体で見守り、支えることができる人材を育成するための講演会を実施する。	こども青少年課
1-2-1 健康づくりの推進(P.72、73)		
健康づくり応援事業	市民自らが健康づくり活動を行うことを支援するために、健康教育・講演会、食育推進事業、福祉健康まつりを実施する。また、市民、関係機関、行政が協働した健康づくり事業として健康マイレージ事業を実施する。	保健センター
予防接種事業	感染症の発生・蔓延予防、個人の重症化防止のために、予防接種法に定められた予防接種及び市行政措置予防接種実施要綱に定めた予防接種を実施する。	保健センター
健康診査事業	生活習慣病の予防、疾病の早期発見を促進するため、健康診査を実施し、壮年期からの健康についての認識と健康づくりの推進を図る。	保健センター
特定健康診査等事業	国民健康保険被保険者のうち、40歳以上74歳以下の方を対象に、生活習慣病を予防するため、特定健康診査及び特定保健指導を実施する。	保険年金課
がん検診事業	がんの早期発見・早期治療を目的として、検診機会のない市民を対象に、がん(胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮頸がん、乳がん)検診を実施する。	保健センター
成人保健指導事業	健康や疾病等に関する正しい知識の普及を図るため、生活習慣病の予防や精神保健等について個別相談や訪問指導を行い、心身の機能低下の予防と健康の保持増進を図る。	保健センター
歯科保健指導事業	市民が口腔保健の必要性を理解し、それぞれのライフステージに沿った歯の健康づくりの実践を目的として、むし歯予防・歯周病予防についての普及啓発や幼児歯科健診、歯周病検診等を実施する。	保健センター
母子健康包括支援事業	誰もが安心して子どもを産み育てるために、母子健康包括支援センターを設置し、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査公費助成、妊産婦新生児訪問事業、産後ケア事業など、切れ目のない支援を実施する。	保健センター
乳幼児健康支援事業	乳幼児の健康の保持増進を図るため、発育発達の遅れや疾病を早期に発見し、治療や療育につなぐとともに、保護者の育児不安の軽減を図ることを目的に乳幼児健康診査、発育発達相談、家庭訪問などの事業を実施する。	保健センター
未熟児養育事業	医療を必要とする未熟児が健やかに成長するとともに、保護者が安心して育児を行えることを目的に、養育に必要な医療の給付と家庭訪問などによる保護者支援を実施する。	保健センター

事業名	事業内容	担当課
1-2-2 地域医療体制の充実(P.74、75)		
地域医療推進事業	地域医療の充実を目的に、地域医療講演会の開催、医師会、歯科医師会への活動費の補助、骨髓移植ドナー助成などを実施する。	保健センター
救急医療体制整備事務	休日・夜間における救急医療体制の確保を目的に、休日診療所こども夜間診療所運営費の補助、二次救急医療機関への運営費補助、三次救急医療機関（深谷赤十字病院救命救急センター）への運営費補助などを実施する。	保健センター
医師確保推進事業	市内中核病院である深谷赤十字病院の医師確保を目的に、医師育成奨学金貸与制度により、将来深谷赤十字病院に勤務することを条件に医学生に対し奨学金を貸与する。	保健センター
1-3-1 地域福祉の推進(P.78、79)		
地域福祉推進事業	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、民生委員や自治会などを中心に、共助の力を育て地域全体で支え合いの仕組みをつくる。また、地域で一人暮らし高齢者などの見守り活動を行う団体に補助金を交付する。	福祉政策課
民生委員児童委員事務	地域住民の身近な相談相手であり、地域福祉の中心的な役割を果たす民生委員・児童委員の活動を充実させるため、事務局としてサポートするとともに、民生委員・児童委員及び各地区協議会に対し、補助金を交付する。	福祉政策課
社会福祉協議会運営補助事業	地域住民が互いに支え合い、助け合っていく地域福祉活動の推進を図るため、深谷市社会福祉協議会に対し、運営費の補助として人件費の一部を補助する。	福祉政策課
生活困窮者自立支援事業	生活に困っている方の課題を解決し、自立を目指すために、専門の支援員が一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携するなど、相談を中心に寄り添って支援する。	生活福祉課
生活保護事業	病気やケガなどにより、生活に困っている世帯を対象に、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために、生活費や医療費などを支給するとともに、自立を助長するために、その世帯の状況に応じて幅広く支援する。	生活福祉課
1-3-2 高齢者福祉の推進(P.80、81)		
高齢者福祉政策推進事業	高齢者福祉サービス利用の推進及び周知をするため、高齢者向けサービスのリーフレットを作成し毎戸配布及び地域包括支援センターや窓口に配布し、市民へ情報を広く提供する。	長寿福祉課
高齢者介護支援事業	常時介護を要する高齢者の在宅生活の継続支援及び家族等介護者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、通院や外出時の移動が困難な要介護認定4、5のかたに対し、寝台専用車両による移動サービスを提供する。	長寿福祉課
高齢者在宅福祉サービス事業	高齢者の在宅生活の継続を支援するため、緊急時の救助活動等へつなぐ見守り体制の確保を目的とした「緊急通報システム」、介護予防のための住宅改修費用の一部を補助する「高齢者住宅改修費補助事業」を実施する。	長寿福祉課
高齢者権利擁護推進事業	認知症等により判断能力が不十分なかたの権利擁護のため、相談窓口を設置し、相談・利用支援や後見業務の扱い手である市民後見人の育成を行う。	長寿福祉課

事業名	事業内容	担当課
高齢者慶祝事業	高齢者の長寿のお祝いと多年にわたる社会貢献に敬意を表し、75歳以上のかた、88歳、99歳、満100歳及び市内最高齢の男女のかたを対象とし記念品の贈呈をする。	長寿福祉課
高齢者健康・文化促進事業	高齢者の社会参加を促進し、健康増進や生きがいづくりを推進するため、市内の老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し、補助金を交付する。	長寿福祉課
地域保健福祉活動推進事業	高齢者の自立と生きがいづくりを支援するため、ふれあいきいきサロン活動事業、安否確認事業、敬老交通安全杖支給事業、移送サービス事業の地域福祉や在宅保健福祉活動事業に対して、補助金を交付する。	長寿福祉課
介護保険運営事業	大里広域市町村圏組合と連携し、介護保険の資格管理、認定申請など、介護保険に係る窓口事務及び地域支援事業を行う。介護保険の運営は、大里広域市町村圏組合で実施するため、運営に必要な負担金の支出を行う。	長寿福祉課

1-3-3 障害者福祉の推進(P.82、83)

地域生活支援事業	障害者及び障害児に対して、相談支援、成年後見制度利用支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付、移動支援など、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施する。	障害福祉課
障害者支援事業	障害者及び障害児に対して、介護給付費、訓練等給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、補装具費など、必要な障害福祉サービスの支給決定や自立支援給付を行う。	障害福祉課
障害者就労支援事業	市内の障害者に対して、就労相談、就労準備支援、職場定着支援、事業所開拓、離職時の支援、関係機関との連携などを行うことで、障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、地域における生活に関して支援する。	障害福祉課

2-1-1 「生きる力」を育む学校教育の推進(P.88、89)

少人数指導事業	児童の個に応じた指導や基礎学力の定着、低学年における学習・生活習慣の育成を図るために、小学校にアシスタントティーチャーを配置する。併せて、教育課程の充実に取り組む学校を支援するため、教科支援エキスパートを配置する。	学校教育課
学力向上推進事業	児童生徒の確かな学力向上や、「生きる力」を育む学校教育の推進を図るため、市独自の認定テストの実施により、児童生徒の学習意欲の向上を図る。中学校学力向上支援員を配置し、学習に課題のある生徒にきめ細やかな支援を実施する。	学校教育課
中学生補習学習運営事業	学習に不安を感じている生徒の学力を向上させるために、各校に中学校学習支援員を配置するとともに、大学生を教育活動センターとして活用し、補習学習を実施する。	学校教育課
小・中学校教育活動推進事業	児童生徒の抱える課題を地域総がかりで解決するため、全ての学校をコミュニティ・スクールに指定する。また、読書活動を推進する学校司書や、科学技術への興味関心を高める授業を支援する理科支援員の配置など教育活動の充実を図る。	学校教育課
国際化教育推進事業	児童生徒の英語コミュニケーション能力の育成、異文化理解・国際理解を深めるため、全ての学校に外国語指導助手を派遣する。また、日本語指導を必要とする児童生徒の日本語能力の向上を図るため、日本語指導員を配置する。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
渋沢 spirit in ふかやGIGAスクール推進事業	児童生徒一人一人が最大限の力を発揮できる個別最適な学びや、他者と協力・協調しながら学ぶ協働的な学びを推進するため、ICT機器を活用した学習環境の充実や、教員の指導力向上を図るとともに、児童生徒の情報モラルを醸成する。	学校教育課
幼稚園教育活動推進事業	幼稚園の管理及び教育活動を充実させるため、臨時幼稚園教諭を雇用するとともに、幼稚園職員として職務に関する知識を身につけ、幼児の発達段階に応じた指導力向上を目指すための各種研修会を実施する。	教育総務課
教育研究所管理運営事業	教員の能力向上や幼児、児童生徒、保護者、学校への適切な支援と相談体制の構築を図るため、教育研究所に教育研究所専門員や学校福祉相談員を配置し、不登校や発達課題など児童生徒等の抱える多様な課題に対応する。	学校教育課
特別支援教育事業	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学支援、相談、指導などの充実を図るため、特別支援補助員、スクールライフセンター等を配置するとともに、就学支援委員会の開催や巡回相談を実施する。	学校教育課
いじめ・不登校対策事業	不登校児童生徒の学びを保障するため、児童生徒、保護者、教員に適切な指導助言ときめ細やかな教育相談を行う教育相談員を配置する。また、不登校児童生徒に対応するため、アプローチ教室や適応指導教室での個別指導を実施する。	学校教育課
ふるさと教育推進事業	児童生徒のふるさとを誇りに思う心や態度を養うため、渋沢栄一翁など地域の偉人の生き方を通じて立志と忠恕の心を育てる道徳教育を推進するとともに、地域総ぐるみで未来の深谷を担う自覚を持った子どもたちを育てる取組を行う。	学校教育課
体力向上推進事業	児童生徒の体力向上や健康増進のため、中学校に部活動外部指導者等を配置し運動の楽しさや喜びを体験させるとともに、全ての学校が全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施し、家庭を含めた運動機会の拡大を図る。	学校教育課
学校人権教育推進事業	小・中学校における人権教育を推進するため、人権意識の向上を図ることを目的として、教職員を対象とした研修会を実施するとともに、各種研究会への参加を促進する。	学校教育課
小中学校給食事業	市立小・中学校及び幼稚園において、安全で安心な給食を提供するため、給食調理業務などの委託、給食備品の更新、県費栄養教諭・栄養職員など未配置校への市費臨時栄養士の配置を行う。	教育総務課
学校施設大規模改修等事業	校舎(園舎)や体育館を、通常の学校施設として、また、災害時の避難場所として安全に使用するため、地震に対する安全性の確保及び老朽化や教育内容の変化に対応できるように、施設の改修や建設工事を実施する。	教育施設課
学校施設維持事業	児童・生徒及び園児が安全に学校(幼稚園)生活を送ることができる環境を維持するため、学校施設の設備等の維持管理を行う。	教育施設課
学校施設整備事業	児童・生徒及び園児が安全に学校(幼稚園)生活を送ることができ 環境とするため、学校施設の修繕などの整備を行う。	教育施設課
情報教育推進事業	情報通信機器の活用により教育水準の向上を図るため、教員に対し教育研究や教育情報の提供を行うとともに、児童生徒の情報活用能力を向上させるための取組を実施する。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
2-1-2 家庭・地域・学校の連携と協働による教育力の向上(P.90、91)		
家庭教育事業	家庭教育の啓発と家庭・地域の教育力の向上のため、親の学習講座の実施や家庭教育学級の開催、家庭教育だより「まごころ」を発行する。	生涯学習スポーツ振興課
社会教育事業	社会教育法に基づき、社会教育・生涯学習を発展させるため、市民の代表である社会教育委員活動の支援を行うとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターである地域学校協働活動推進員活動を支援する。	生涯学習スポーツ振興課
子ども学習支援事業	子どもたちの学習を支援するため、土曜日に市内小学校で小学生学習支援事業「がんばる～ム」を実施するとともに、平日の放課後に小学校の教室を活用して、放課後子ども教室を実施する。	生涯学習スポーツ振興課
家庭・地域・学校連携推進事業	児童生徒の抱える複雑化・困難化する課題に対応するため、学校・地域・家庭が連携して課題解決に取り組む学校運営協議会を全ての学校に設置するとともに、登下校の安全管理や校内環境整備に協力する学校応援団を支援する。	学校教育課
2-2-1 生涯学習の推進(P.94、95)		
公民館事業	市内12公民館において、市民ニーズに対応した生涯学習活動の場を提供することで、市民の継続的な学習活動を支援する。	生涯学習スポーツ振興課
生涯学習推進事業	ふかや市民大学やパソコン講習会を実施する。また、市民大学の卒業生の活動支援など生涯にわたる学習活動に係る支援する。	生涯学習スポーツ振興課
社会教育施設整備事業	市民の社会教育、生涯学習活動の中心的な場所となる社会教育施設(公民館)を各地区に整備する。	生涯学習スポーツ振興課
社会教育施設維持管理事業	市民の社会教育、生涯学習活動の中心的な場所となる社会教育施設(公民館)の保守、維持管理、修繕を計画的に実施する。	生涯学習スポーツ振興課
図書館管理運営事業	図書館の利用者に安全で快適な読書環境を提供するために、図書館施設及び所蔵する図書資料の維持管理を行う。	図書館
資料管理事業	図書館の利用者に多様な資料を提供するために、蔵書の充実を図り、蔵書状況や利用状況を勘査しながら選書・購入を行う。	図書館
読書推進事業	市民の読書活動の推進及び図書館利用者の拡大を図るために、お話し会や映画会、講座等の自主事業を実施する。	図書館
2-2-2 スポーツ・レクリエーションの推進(P.96、97)		
生涯スポーツ推進事業	市民のスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会の充実を図るため、ふかやシティハーフマラソンをはじめとするスポーツ大会及びスポーツ教室などの開催や支援を行う。	生涯学習スポーツ振興課
スポーツ・レクリエーション団体活動支援事業	スポーツ・レクリエーション活動を推進するため、市内スポーツ・レクリエーション団体が実施する市民大会や市民教室などの活動を支援する。	生涯学習スポーツ振興課
スポーツ推進委員活動推進事業	スポーツ基本法に定めるスポーツ推進委員の活動を通して、スポーツ・レクリエーションに関する実技指導や施策研究、助言を行う。	生涯学習スポーツ振興課
総合体育館整備管理事業	スポーツ・レクリエーション活動拠点となる総合体育館について、利用者の安全性及び快適性を確保するため適正な修繕や備品の管理を行う。	生涯学習スポーツ振興課

事業名	事業内容	担当課
2-2-3 郷土の歴史・文化の継承と活用(P.98、99)		
文化振興事業	市内での芸術文化を振興するため、企画展覧会などを実施する。	文化振興課
学術文化活動奨励事業	市内での芸術文化を振興するため、文化団体などを支援する。	文化振興課
文化財活用事業	市内にある文化財を保存及び活用し、公開講座の開設、無形民俗文化財の記録保存・体験事業を行うとともに、貴重な文化財を後世に伝えるための支援事業を実施する。	文化振興課
埋蔵文化財調査事業	市内に所在する埋蔵文化財包蔵地において、開発に係る埋蔵文化財を適切に保護し、状況を確認するための調査を実施する。	文化振興課
文化財施設管理活用事業	市を代表する貴重な文化財の保存及び活用と、市内の出土品や民具資料などを収蔵する施設の管理・運営を行う。	文化振興課
文化財保護事業	文化財の指定、解除をはじめとする文化財の管理と文化財保護の普及を促進する。	文化振興課
郷土の偉人顕彰事業	地域にゆかりのある郷土の偉人を周知する。	文化振興課
2-2-4 渋沢栄一の顕彰と精神の継承(P.100、101)		
渋沢栄一政策推進事業	渋沢栄一の精神を継承し、未来を切り拓く人材を育成するため、道徳と経済の両立を基本理念とした経営の知恵を学ぶ場として「渋沢栄一ひとづくりカレッジ」を実施する。	渋沢栄一政策推進課
渋沢栄一地域活性化事業	渋沢栄一に興味を持ち、深谷市を訪れたいと思う人を増やすため、渋沢栄一の魅力を発信するとともに、渋沢栄一関連施設や市内の魅力ある観光地を巡ることができるよう回遊策を構築し、地域の活性化を図る。	渋沢栄一政策推進課
渋沢栄一顕彰事業	渋沢栄一の実績を広く発信するため、渋沢栄一記念館を拠点とした展示活動の実施、連続講座を開催するとともに、展示設備の適切な維持管理を行う。	渋沢栄一記念館
「論語の里」施設管理活用事業	渋沢栄一や尾高惇忠に関する史跡が多数所在する「論語の里」エリアへの集客を図るため、旧渋沢邸「中の家」や尾高惇忠生家などの関連施設の見学や施設活用のための整備や維持管理を行う。	渋沢栄一記念館
3-1-1 農地の保全・活用と安定した農業経営の支援(P.106、107)		
農業振興地域整備推進事業	優良農地の保全及び農業振興地域の秩序ある発展を図るため、農振農用地からの除外の審議や農用地利用計画の変更手続きを行うほか、農地中間管理事業により担い手へ農地の集積・集約を行う。	農業振興課
農業基盤整備事業	農業の生産性向上を目的とし、農地の区画整理、集約化、農地周辺の道路、排水施設の整備及び老朽化した施設の修繕、改修等を行う。	農業振興課
遊休農地対策事業	遊休農地を解消し農地を有効に活用するため、農業委員・農地利用最適化推進委員を中心に農地の実態調査を行い、遊休農地所有者に対し意向調査を実施し、関係機関と連携し農地を必要とする農業者等に農地をあっせんする。	農業委員会事務局
農業施策推進事業	担い手の経営の安定に資するため、深谷市農業再生協議会へ補助金を交付する。また、担い手への農地の集積・集約を図るため、人・農地プラン(地域計画)の策定・更新を行うほか、農業災害対策を実施する。	農業振興課

事業名	事業内容	担当課
担い手育成支援事業	担い手の確保や経営発展を目的として、認定農業者及び認定新規農業者に関する支援、新規就農希望者に関する相談・支援並びに女性農業者を対象とした研修会等を実施する。	農業振興課

3-1-2 農畜産物の販売流通体制の充実(P.108、109)

農産物安全安心対策事業	農業者から排出される園芸用廃プラスチック類の処分費用の一部を、収集処理運営協議会に補助し適正な処分を図る。また、化学肥料や化学合成農薬の使用削減や有機農業等に取組む農業者等へ補助金を交付する。	農業振興課
畜産振興対策事業	畜産経営の安定及び畜産疾病(乳牛・養豚)のまん延防止を図ることを目的に、乳牛や豚の予防注射を実施した畜産経営者に対して、深谷市酪農振興会及び深谷市養豚組合を通じて、予防注射の一部費用を補助する。	農業振興課
特産物PR事業	深谷産農畜産物の消費拡大及び产地としての認知度向上を図るために、各種イベント等を通して深谷産農畜産物を市内外の消費者にPRする。	農業振興課
深谷グリーンパーク管理運営事業	花き等を中心とした深谷産農産物の消費拡大PRのための拠点及び農業者をはじめ市民の健康増進・体力向上に資することを目的とした施設の管理運営を行う。	農業振興課
農産物振興対策事業	農業者団体(ふかや園芸協会、深谷市花き生産組合連合会)が実施する事業に対して、補助金を交付するとともに、側面的な支援を行う。	農業振興課

3-2-1 商工業の振興(P.112、113)

中小企業融資あっせん事業	中小企業の経営を助けるため、市内金融機関に資金を預託し、事業に必要な資金を低利に調達できるよう融資のあっせんを行う。	商工振興課
中小企業経営安定化支援事業	市内企業の経営安定に寄与するため、事業所への経営指導等を行っている市内商工団体を支援する。	商工振興課
商工業活性化支援事業	商工業者の発展を図るため、産業祭の開催や団体活動への補助を行う。	商工振興課
中心市街地及び商店街活性化推進事業	深谷中心市街地の活性化を図るため、商店街組合や深谷TMOと連携し、商店街の環境整備や、にぎわいの再生を行う。	商工振興課
企業誘致及び立地促進事業	工場等の立地促進及び雇用機会の拡大を目的として、工場等の投資固定資産総額や雇用人数に応じて、固定資産税額の減税や奨励金の交付を行う。	産業ブランド推進室
市内企業満足度向上対策事業	市内企業の活動を応援するため、市内企業を対象に、企業交流会、展示会を行う。	商工振興課
企業立地関連促進事務	市内の雇用創出及び自主財源の確保のため、開発可能性がある一団の土地や既存工業団地周辺を対象として、新規工業団地開発の研究・検討を実施する。	産業ブランド推進室
起業家支援事業	市内産業の活性化を図るため、市内で新たな起業を希望する方に対し、事業費の一部を補助する。	商工振興課

事業名	事業内容	担当課
3-2-2 観光資源の整備と活用(P.114、115)		
地域産業活性化事業	花園IC拠点の来訪者へ向け「野菜」を活用した市内回遊促進策を実施する。	産業ブランド推進室
道の駅管理事業	市内3か所の道の駅(おかべ・はなぞの・かわもと)の施設管理を行い、立寄型観光の振興を図る。	商工振興課
観光振興事業	市の観光資源を活用した振興を図るため、「深谷えん旅」の実施、また、観光協会への業務委託や各種まつり等への補助を行う。	商工振興課
物産振興事業	県内外のまつりやイベントなどで、煮ぼうとうをはじめとする市の特産品等の周知を図るとともに、物産の振興を図る。	商工振興課
3-2-3 就労環境の整備(P.116、117)		
就業支援事業	雇用対策のため、求職者を対象とし、職業相談、内職情報の提供やあっせんを行う。	商工振興課
勤労者福祉向上支援事業	関連団体と連携し、退職金共済制度、福利厚生事業、住宅資金貸付あっせんなど勤労者福祉の向上を図る。	商工振興課
シルバー人材センター補助事業	60歳以上の働く意欲のある方に対し就業の場を提供することを目的としたシルバー人材センターの運営を支援することにより、高齢の方の働く場所を確保する。	商工振興課
3-2-4 産業価値の創出(P.118、119)		
産業価値向上事業	花園IC拠点の来訪者へ向け「野菜」を活用した市内回遊促進策を実施する。またふるさと納税に係る事務を行う。	産業ブランド推進室
アグリテック集積事業	本市の産業特性や経済波及効果を踏まえた企業誘致策として、農業に関わる多様な企業が集積するアグリテック集積都市DEEP VALLEYを実現し、全国でも名だたる農業先進都市を目指す。	産業ブランド推進室
地域通貨導入事業	地域一丸となった持続可能なまちを実現するため、地域通貨を導入することで、地域課題の解決と地域内経済循環の向上を図る。	産業ブランド推進室
4-1-1 災害に強い防災体制の推進(P.124、125)		
防災機能強化事業	防災対策の充実のため、地域住民を対象として、自主防災会の設立、育成を図る。また、総合防災訓練や自主防災会の訓練等を通じて、防災意識及び防災知識の向上を図る。	総務防災課
住宅耐震化促進事業	安全で安心した生活のできる災害に強い住環境の整備を促進するために、市内における既存木造建築物の耐震診断、改修及び危険なブロック塀の撤去・再築造に要する費用の一部を補助する。	建築住宅課
危機管理体制整備事業	災害時等に適時、的確な対応をとるため、地域防災計画や国民保護計画、各種災害対応マニュアルの策定・更新を行うほか、防災関係機関等との連携強化を図り、危機管理体制の充実を図る。	総務防災課
4-1-2 消防・救急体制の充実(P.126、127)		
火災予防啓発事業	火災予防を目的とし、住宅用火災警報器の普及啓発活動、自衛消防隊屋内消火栓操作法指導会及び防火ポスターコンクールを実施する。	予防課

事業名	事業内容	担当課
危険物規制事務	製造所、貯蔵所及び取扱所である危険物施設に対し、消防法令等を遵守させ、火災及び危険物事故の発生を未然に防止する。	予防課
予防事務	火災を未然に防止するため、また、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するために、小規模な防火対象物を対象に消防用設備等の設置や維持管理、防火管理に関する指導、検査及び査察業務を実施する。	深谷消防署・花園消防署
応急手当普及啓発事業	救命率の向上には、バイスタンダー（現場に居合わせた人）による適切な処置が重要であるため、市民に対し救命講習会を開催し、応急手当の普及啓発を図る。	警防課
消防通信指令事業	指令システムの機能保全を図るため、各施設、設備の保守点検及び維持管理を充実させ、市民からの通報に対して、迅速な災害現場の把握や的確な指令運用を行う。	指令課
救急活動推進事業	救命率の向上のため、救急救命士に病院実習及び研修等を実施することで、資質能力の向上が図られ、質の高い救急サービスを提供する。	警防課
消防団運営事業	地域の消防体制を推進するために、消防団体制の強化、並びに消防団員の福祉共済制度や公務災害補償等を負担することにより、消防団の円滑な運営を図る。	消防総務課
常備消防施設維持管理事業	市民が安全・安心に暮らせるため、各種法令等に基づき適切に消防施設を維持管理することによって、災害発生時における消防活動拠点としての即応体制を維持、確保する。	消防総務課
消防団施設維持管理事業	各地域住民の安全・安心を守るため、消防団活動拠点としての中心施設である消防団車庫を維持管理することによって、災害発生時に各地域の即戦力となる消防団体制を維持する。	消防総務課
警防活動推進事業	複雑多様化する災害に対応し、被害を最小限にするため、消防訓練を実施する。また、近隣消防との協力により、関越自動車道における広域消防体制を構築する。	警防課
消防水利整備事業	消防力の充実強化を図るため、安定的な消防水利を維持・管理・整備し、市民の生命・身体及び財産を火災から保護する。	警防課
常備消防車両整備管理事業	各種災害に対応するため、老朽車両を順次最新の消防車両へ更新すること並びに、現在保有している常備消防車両を常時運行可能な状態に保つことにより、災害に対応できる体制を整備する。	警防課
消防団車両整備管理事業	各種災害に対応するため、老朽車両を順次最新の消防車両へ更新すること並びに、現在保有している消防団車両を常時運行可能な状態に保つことにより、災害に対応できる体制を整備する。	警防課
深谷消防署資器材材管理事業	市民の生命・身体及び財産を守るために火災、救急、救助等の災害活動時及び訓練時に使用する資器材の購入、更新、修繕及び保守点検を実施し、多種多様な災害現場に対応できるよう活動体制を整備する。	深谷消防署
花園消防署資器材材管理事業	市民の生命・身体及び財産を守るために火災、救急、救助等の災害活動時及び訓練時に使用する資器材の購入、更新、修繕及び保守点検を実施し、多種多様な災害現場に対応できるよう活動体制を整備する。	花園消防署

事業名	事業内容	担当課
4-1-3 防犯・空き家対策の推進(P.128、129)		
防犯のまちづくり支援事業	犯罪被害から守ることを目的として、登下校時の見守り、青色防犯パトロール車によるパトロールなど、市民による自主的な防犯活動が継続的かつ効果的に実施できるよう、地域防犯活動の支援を行う。	自治振興課
空き家対策事業	空き家の発生抑制、適正管理及び利活用の促進を目的として、自治会との協働による空き家の見守り活動などを実施する。また、所有者等に対し、空き家の適正管理を促すとともに、各種相談を行う。	自治振興課
住宅等企画調整事務	『深谷市空き家利活用ネットワーク制度』を運営し、空き家の所有者に、活用方法を提案することで、空き家の利活用の推進と、危険空き家等の発生を防止する。	建築住宅課
市民・法律・行政相談及び消費者行政事務	相談員による市民相談、弁護士による法律相談及び消費生活相談員による消費生活相談を実施し、多様化する市民生活の問題解決の一助となる機会を提供する。	自治振興課
4-2-1 地域コミュニティの推進(P.132、133)		
自治会振興事業	地域コミュニティの維持とその活動を推進することを目的として、自治会活動への支援を行うとともに、地域の拠点である自治会館建設や改修、自治会掲示板設置等に対して支援を行う。	自治振興課
4-3-1 自然・生活環境の保全(P.136、137)		
環境政策企画事務	環境基本計画等の市の環境政策を立案する。また、緑のカーテンコンテスト等の環境コンテストを行い、市民や事業者の環境活動を啓発し、環境意識の高揚を図る。	環境課
地球温暖化対策事業	地球温暖化対策実行計画の運用管理として環境マネジメントシステムを利用し、市の事業活動における温室効果ガスの排出削減を推進する。また、省エネ設備設置費補助金等により、市民の環境配慮行動を推進する。	環境課
自然保護事業	河川の美化と住民の意識啓発のため、河川浄化美化活動を支援する。特定外来生物から地域の生態系を保護し、被害を防ぐための取組を実施する。	環境課
公害対策事業	市内の河川水質、ダイオキシン類及び道路交通騒音の監視のため、定期的に環境測定を実施する。	環境課
4-3-2 環境衛生の推進(P.138、139)		
ごみ処理事業	可燃ごみ及び不燃ごみの処理に対する経費を軽減するため、2市1町で構成された大里広域市町村圏組合が運営するごみ処理施設の可燃ごみ及び不燃ごみの処理費用等の負担を行う。	環境衛生課
ごみ収集啓発事業	ごみの収集運搬の効率化を図るために、「ごみの分け方・出し方」のリーフレットを毎戸配布する。また、生活環境の保全等を図るために、ごみ収集所の容器を設置する自治会に対して、費用の一部補助を行う。	環境衛生課
一般廃棄物関係事業	ごみを適正に処理し環境保全を図るために、廃乾電池等の有害ごみの処分や資源置場に直接搬入された不燃ごみ等の受付業務、深谷清掃センターで使用する水源施設の維持管理を行う。	環境衛生課

事業名	事業内容	担当課
ごみ減量・資源リサイクル事業	ごみの減量化、再利用、再資源化の活動を推進するため、日常生活から排出される資源物を集団回収する団体に対して、深谷市リサイクル活動推進奨励金の交付を行う。	環境衛生課
環境美化推進事業	環境美化に対する意識の向上を図るため、市民と各自治会が主体となってゴミゼロ運動を実施する。また、空地等の環境保全を図るため、土地所有者等に対して、適正な管理をするよう指導を行う。	環境衛生課
し尿処理事業	市内全域のし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水処理施設の汚泥を適正に処理するため、深谷市衛生センターの適正な運転管理を行う。	環境衛生課

5-1-1 良好的市街地・住環境形成の推進(P.144、145)

都市計画事務	土地利用のあり方、都市施設(道路・公園等)の整備等について計画を策定し、実現を目指すとともに、立地適正化計画に基づく居住や都市機能の誘導により、良好な市街地及び住環境の形成を図る。	都市計画課
中央土地区画整理事業・国済寺土地区画整理事業	中央・国済寺の2地区について、良好な住環境の整備、または中心市街地の活性化を図るため、建築物等の移転、街路や公園整備を実施し、都市基盤の整った秩序ある市街地の形成を促進する。	区画整理課
市営住宅管理事業	住宅に困窮する低所得者への安定した住宅支援を目的として、市営住宅の入居者管理などの運営管理や、建物等の修繕、保守点検などの維持管理を適正に行う。	建築住宅課

5-1-2 水の安定供給と下水処理の適正化(P.146、147)

送配水施設管理事業	安全で安心な水道水の安定供給を図るため、老朽化した水道管を計画的に更新する。特に災害時のライフラインを確保するため、医療機関や防災拠点などへの水道管の耐震化を進める。	水道工務課
施設整備事業	安全で安心な水道水の安定供給を図るため、老朽化した施設の計画的な更新や耐震化を進めるとともに、水道施設の保守点検や修繕などの維持管理を適正に行う。	水道工務課
生活排水対策事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止、合併処理浄化槽の普及促進及び良好な維持管理のため、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換する者及び浄化槽の適正な維持管理をする管理者に補助金の交付を行う。	環境衛生課
公共下水道施設管理運営事業	安定的な下水道施設の継続性を確保するため、ストックの把握に努め、効率的かつ効果的に改築更新を実施する。また、維持管理費等の節減のため、岡部浄化センターの統合や老朽化した農業集落排水処理施設の公共下水道への接続を計画的に進める。	下水道工務課
農業集落排水施設管理運営事業	農業集落排水処理施設は、現在26地区で稼働しているが、経年劣化による老朽化が進んでいることから、処理機能低下に伴う修繕や更新を適切に行い、施設の長寿命化を図る。	下水道工務課
水道企業会計管理事務	水道事業の効果的で効率的な健全運営のため、水道事業会計における予算・決算等の会計事務全般について執行管理を行う。	企業経営課
下水道企業会計管理事務	下水道事業の効果的で効率的な健全運営のため、下水道事業会計における予算・決算等の会計事務全般について執行管理を行う。	企業経営課

事業名	事業内容	担当課
5-1-3 地域の特色を生かした魅力ある景観形成(P.148、149)		
森林整備管理事業	自然とのふれあいを通じて、自然との共生に関する理解の向上及び市民の健康増進に資するために設置された鐘撞堂山ふるさとの森を維持管理するため、倒木伐採、枯損木処理を実施するほか、森林環境譲与税を活用し、登山道等の下草刈りや修繕を行う。	農業振興課
公園維持管理事業	市民の憩いの場や、子どもの安全な遊び場、災害時の一時的な避難に活用できる公園として適正に管理を行う。	公園緑地課
緑地保全管理事務	良好な都市環境を資するため、市における開発行為等の施工に關し、深谷市開発行為等指導要綱に基づき良好な緑地の確保を行う。	公園緑地課
深谷市緑の基本計画推進事業	「深谷市緑の基本計画」における緑の将来像を実現していくため、「基本方針」に関連した各課の事業の実施状況確認及び計画目標に向けたPR活動等の促進を行う。	公園緑地課
公園整備・改修事業	市の環境機能、レクリエーション機能、防災機能、景観機能の向上に向けて公園を計画的に配置・整備する。既存公園遊具等の点検を行い、安全基準に対応した改修等を行う。	公園緑地課
都市景観事務	市の持つ景観資源について市民が意識するよう、豊かな感性が育まれるような啓発等を行うことで、市としての「景観まちづくり」を推進する。	都市計画課
5-1-4 治水対策*の推進(P.150、151)		
河川等整備管理事業	市管理河川の改修や維持管理を適正に行うことにより、治水対策の強化、湛水被害の解消、住環境ならびに農地の保全を図る。	道路河川課
排水機場操作管理事業	市内5箇所の排水機場の維持管理、運転を適正に行い、治水対策の強化、湛水被害の解消、住環境の保全を図る。	道路河川課
5-2-1 道路・交通環境整備の推進(P.154、155)		
生活道路整備事業	生活道路の整備により快適かつ安全な環境を実現するため、自治会からの要望に基づき、狭い道路や未舗装、未改良区間の整備を行う。	道路河川課
都市計画道路整備事業	市内の道路ネットワークの充実により交通の円滑化及び利便性の向上を図るため、都市計画道路の整備を行う。	道路河川課
幹線道路整備事業	市内の拠点や主要な施設を結ぶ既存幹線道路において、通行者の安全確保や防災機能強化を図るため、道路の拡幅や歩道の整備を行う。	道路河川課
道路維持管理事業	市道の安全を確保するため、路面や植樹帯、路上施設の修繕を行うとともに、道路の排水施設や街路樹の維持管理を実施する。	道路管理課
橋りょう維持管理事業	市が管理する道路橋を適切に維持管理するため、法令に基づく定期点検を行うとともに、長寿命化に向けた調査、設計及び修繕等を実施する。	道路管理課

事業名	事業内容	担当課
5-2-2 公共交通の維持確保と交通安全の推進(P.156、157)		
コミュニティバス運行事業	障害者や高齢者等の交通弱者の身近な地域の足の確保を主たる目的として、市内の居住地区周辺を走行する定時定路線バスと市内全域をカバーする事前予約型のデマンドバスの運行を行う。	都市計画課
岡部駅橋上駅舎化事業	JR高崎線岡部駅は、駅の北側のみに改札口を有する1階建ての駅舎である。岡部駅を自由通路を兼ね備えた橋上駅舎へ整備することで、南側からの利用を可能とし、駅利用者の利便性向上を図る。	都市計画課
交通政策企画調整事務	地域公共交通に係る各協議会に対して、負担金を支出し、路線バス利用者の移動手段を確保するほか、鉄道の輸送力増強や整備促進を図る。	都市計画課
交通安全施設整備管理事業	交通事故の発生防止や安全対策を図るために、区画線、道路照明灯、道路反射鏡等の交通安全施設の設置や修繕を実施する。	道路管理課
交通安全啓発事業	交通安全意識の高揚を図るために、各種団体と連携し、交通安全教室、講習会の開催や各季交通安全キャンペーンなどを展開する。また、交通指導員を委嘱し、通学路における立哨指導を実施する。	道路管理課
6-1-1 人権・個性が尊重される社会づくりの推進(P.162、163)		
人権施策企画調整事務	人権施策全般の企画調整を行うため、財産管理(住宅新築資金等貸付金償還業務等)や人権啓発推進会議の運営を行う。	人権政策課
更生保護活動事業	犯罪防止や罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない明るい社会を築こうと法務省が提唱する「社会を明るくする運動」について、市、深谷地区保護司会及び更生保護女性会が深谷市推進委員会を結成して実施する。	人権政策課
人権教育・啓発推進事業	人権意識の向上を図るために、公民館・自治会・学校等における研修会及び市民向けのセミナー等を開催する。また、人権啓発誌の発行や、広報紙、市ホームページを活用した情報発信を行う。	人権政策課
人権相談事業	基本的人権の擁護及び人権尊重思想の普及高揚を図るために、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が人権相談や啓発活動を行う。	人権政策課
ユニバーサルデザイン推進事業	ユニバーサルデザインの考え方を広めるため、ユニバーサルデザインまごころ出張講座などを行う。また、市役所窓口でのタブレットの活用など、日本語を母国語としない市民の利便性向上を図るほか、多文化共生の推進を図る。	協働推進課
6-1-2 男女共同参画の推進(P.164、165)		
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の形成を促進するため、講座の開催や情報発信などの啓発事業を推進し、男女共同参画意識の向上を図る。	人権政策課
配偶者暴力相談支援センター運営事業	DV被害者を支援するため、自立支援、法的関与など、関係機関と連携しながら、それぞれの段階に応じて必要な支援を行う。	人権政策課
6-2-1 移住定住の推進(P.168、169)		
移住定住推進事業	移住希望者のニーズを把握し、きめ細かく対応するための支援制度を整備することで、移住希望者の移住から定住に至るまでのサポートに取り組む。	企画課

事業名	事業内容	担当課
婚活応援事業	婚活の「出会いの応援」は少子化対策に必要不可欠であると考え、市内の団体等が企画する婚活イベントなどについて、情報共有や支援を実施し、独身者を応援する。	協働推進課
シティセールス推進事業	市のイメージ確立及び知名度向上を図り、市の継続的な発展や定住移住意識の増進に繋げるために、関係機関・団体等と協力し、市内外に市の魅力を情報発信する。	協働推進課
イメージキャラクター活用推進事業	市のイメージを確立し、知名度を向上させるために、市イメージキャラクターを活用し、SNS等による情報発信やイベントプロモーション活動を実施する。	協働推進課

6-2-2 市民との協働・交流の推進(P.170、171)

協働のまちづくり推進事業	協働のまちづくりを推進するために、市民活動の支援や、人材の発掘・紹介、団体と行政のマッチングなどを行う。	協働推進課
ガーデンシティ推進事業	市民協働により心やすらぐ花と緑のまちづくりを推進するため、花フェスタ、ガーデニング教室、学校花はなプランを実施し、オープンガーデン、アダプト制度、市民ガーデニングボランティアの活動支援を実施する。	ガーデンシティふかや推進室
ふかや緑の王国運営事業	市民ボランティアの活動の拠点、市民の交流・憩いの場として、市民協働によりふかや緑の王国でのイベントの企画運営や施設管理を実施する。	ガーデンシティふかや推進室

6-2-3 行政デジタル化の推進(P.172、173)

行政情報化推進事業	市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、ICTの利活用についての研究・導入を推進する。	ICT推進室
行財政改革推進事業	市の行財政改革を全庁的な観点から推進し、効率的で効果的な行政経営のあり方を追求するため、その時々に応じた特定課題の設定を行い、基礎的な調査研究から実施手段の検討を行う。	企画課
情報システム・システム基盤運営管理事業	情報システムによる適正かつ効率的な行政運営を行うため、全庁的大規模システムである、基幹系・内部業務系システム等を運用管理し、OA機器等のICT基盤を整備・運用する。	ICT推進室
情報セキュリティ計画策定・管理事務	情報システムで取り扱う情報資産を適正に管理するとともに、職員のセキュリティ意識の向上を図るため、セキュリティポリシーを運用管理し、職員を対象とする情報セキュリティ啓発活動を実施する。	ICT推進室

6-2-4 行財政運営の推進(P.174~176)

総合計画推進事業	深谷市をとりまく現状や社会情勢を捉え、まちづくりの進むべき方向と目標を明らかにし、その実現に向けて総合計画の推進および進捗管理に係る取組を実施する。	企画課
行財政改革推進事業	市の行財政改革を全庁的な観点から推進し、効率的で効果的な行政経営のあり方を追求するため、その時々に応じた特定課題の設定を行い、基礎的な調査研究から実施手段の検討を行う。	企画課
組織編制事務	社会情勢や市民ニーズに見合った行政サービスを、適正かつ効率、効果的に提供するために、市役所組織の再編等を行う。	企画課

事業名	事業内容	担当課
総合マネジメントシステム運営事業	総合計画の目標を達成するために、個別のマネジメントシステム（行政評価制度・予算編成等）を相互に連携させ、資源配分の最適化を推進する。	企画課
財政管理事務	効果的で効率的な財政運営のために、市の財政について電算システムによる運営管理や、関係する制度及び動向等の情報収集を行うことで有効な財政運営を図る。	財政課
市有財産管理事務	行政財産以外の市有地の適正な維持管理を行うために除草、樹木管理等を行う。	公共施設改革推進室
国民健康保険給付運営事業	埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、効果的な保健事業等を行うとともに、国民健康保険の安定的な財政運営に向けた取組を行う。	保険年金課
市税徴収事務	深谷市の自主財源を確保するため、市税の公正・公平な徴収事務を行う。	収税課
広報ふかや発行事業	市政に関する情報を広く市民に伝えるために、広報紙を毎月発行し、自治会を通じて配布する。	秘書課
情報発信事業	市政に関する情報を迅速にお知らせするために、市のホームページやメール配信サービス、データ放送の運用を行う。	秘書課
広聴事項管理事業	市長への手紙や要望書などにより、市民の意見、要望、提案を把握するとともに、子ども議会、市長訪問対話会などを開催し、広く市民の意見を市政に反映するよう努める。	秘書課
庁舎維持管理事業	来庁者に安全かつ快適に庁舎を利用いただけるよう、適切な維持管理を行う。	総務防災課
公共施設総合調整事務	市が保有する施設において、財政状況や市民ニーズを的確に踏まえながら、適正な施設配置及び最適な施設保有量となるよう施設の統廃合、複合化等を図る。	公共施設改革推進室
職員人材管理事務	職員の適正な人事管理を行うため、労務管理や服務などの人事制度の運営・管理を行う。	人事課
職員人材確保事業	組織の円滑な運営を図ることを目的として、職員採用試験及び昇任試験を実施し、業務遂行能力を備えたより良い人材を確保する。	人事課
職員人材育成事業	多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民満足度の高い行政サービスを提供するため、職員に対し各種研修を実施し、職員の資質や業務遂行能力の向上を図る。	人事課
職員人材活用事務	効率的な行政運営を図るため、職員を対象に人事異動や人事ヒアリング、定数管理を行う。	人事課



資料 4 用語解説

用語	解説
【アルファベット】	
AED	自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator) のこと。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態 (心室細動) になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器のこと。
AED協力事業所	AEDが設置され、普通救命講習などの受講者がいる事業所等を対象にAED協力事業所として認定し、市民がまちなかで不慮の事故や急病によって、呼吸・脈が停止する重篤な状態になった場合、すぐ近くにあるAED協力事業所のAEDを使って、電気ショックと心肺蘇生を救急車が到着するまで行うことで、一人でも多くの市民を守る体制づくりのこと。
AI	Artificial Intelligence(アーティフィカル・インテリジェンス)の略で、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
BOD	生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand) のこと。水中の汚濁物質 (有機物) を微生物によって分解させたときに、消費される酸素の量をミリグラム/リットルを単位として示した数値で、数値が大きいほど汚れていることを示す。主に河川の汚濁の指標として用いられる。
CSR	Corporate Social Responsibilityの略。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方とされている。
DX	Digital Transformation (デジタル・トランスフォーメーション) の略で、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
GIGAスクール	Global and Innovation Gateway for Allの略。1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性をはぐくむ教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。
ICT	情報処理及び情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。従来のITに代わる用語として使われている。
ICT教育	電子黒板やタブレット型端末などの情報通信技術を活用し、教育を行うこと。
NPO	民間非営利組織 (Non-Profit Organization) をいう。営利を目的とせず、公益的な活動を行う民間組織のことで、さまざまな分野で活動する団体のこと。
PDCAサイクル	Plan(計画)、Do(運用)、Check(評価)、Action(改善・見直し)の頭文字をとったもので、この流れを繰り返すことで継続的にシステムの改善を図るサイクルのこと。
RPA	Robotic Process Automationの略語で、ホワイトカラーのデスクワーク、主に定型作業をパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行、自動化する概念。
Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

用語	解説
【あ行】	
空き家問題	居住その他の使用がなされていない空き家が増加することにより生じる様々な弊害。建物の倒壊のおそれや火災の危険性などの安全性の低下、空き家が原因となる犯罪のおそれ、公衆衛生の悪化などの問題がある。
アグリテック	農業 (agriculture) × テクノロジー (technology) から生まれた造語で、農業が抱える課題を解決する知識やノウハウ、技術を指す。
イノベーション	新しいアイデアから社会的に意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす人・組織・社会の幅広い変革を意味する。
インクルーシブスポーツ	年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめるスポーツ。
インセンティブ	人々の意思決定や行動を変化させるような動機付けや報酬。
インフラ	道路や上下水道などの円滑で機能的な都市活動を支える公共的な施設のこと。
ウィズコロナ・ポストコロナ	新型コロナウイルスとの共存・共生を目指し、またコロナ禍後を展望すること。
衛生センター	し尿や浄化槽汚泥などを処理するための施設。
オープンデータ	誰もが、いかなる目的でも、自由に使用、編集、共有できるデータのこと。
尾高惇忠	明治時代の実業家。富岡製糸場の初代場長。第一国立銀行盛岡支店や仙台支店支配人なども務め、東北地方の産業の発展にも貢献した。渋沢栄一の従兄。
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込めて地表および大気を暖める働きがあるガスであり、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素やメタンなど6種類のガスが温室効果ガスとして定められている。
【か行】	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。具体的には、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
かかりつけ医	健康に関することを何でも相談でき、日常的な診療や健康管理のアドバイスをし、必要時には専門の医師や医療機関を紹介するなど、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師のこと。
家庭教育学級	しつけや子育てなど家庭での教育に関する学習を計画的、継続的、集団的に行うもの。親子がふれあう講座や「親の学習」講座などがある。
キャリア教育	子どもが社会的・職業的自立をするために必要な能力や態度を育てる教育のこと。
救急ワークステーション	救急出場に備えながら病院で実習を行う取り組み。
旧渋沢邸「中の家(なかんち)」	渋沢栄一生誕地に建ち、主屋は栄一の妹夫妻によって明治28(1895)年に上棟された。
共助	家族やコミュニティの力でお互い助け合うこと。自分たちの地域は自分たちで守ること。
橋りょう	橋のこと。

用語	解説
居住誘導区域	一定区域に人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティを持続的に確保できるよう、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画によって定められた区域のこと。
クールチョイス	CO ₂ などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」「サービスの利用」「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中であらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
合計特殊出生率	人口統計上の指標で、1人の女性が生涯に何人の子供を産むかを表す数値。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したものという。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、今後数年の間に再び作付けする考えのない土地のこと。
国土強靭化	地震や津波、台風などの自然災害に強い国づくり・地域づくりを目指す取組のこと。
コミュニティバス	地域住民の交通手段を確保するために、地方自治体などが運営するバスのこと。
コンビニ交付	マイナンバーカードを利用して、住民票の写し・印鑑登録証明書等をコンビニエンスストアで取得できるサービス。
【さ行】	
シェアリングエコノミー	個人等が保有する活用可能な資産等(スキルや時間等の無形のものを含む)を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。
ジェンダーギャップ指数	世界経済フォーラムが経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから算出し、各国における男女格差を測るもの。
ジェンダー平等	社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めること。
自助	自らの生命は自らが守ること。
指定管理者制度	これまで公共的な団体に限定されていた公共施設などの管理を、指定された民間事業者などに委ねることができる制度のこと。公の施設の管理に民間の知識やノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としている。
シビックプライド	市民が地域に愛着を持って、地域をもっと良くしていこうとする自負心
渋沢栄一	「近代日本経済の父」と呼ばれる明治時代の実業家。明治政府を辞した後、株式会社組織による企業の創設・育成に力を入れるとともに「道徳経済合一説」を唱え、第一国立銀行をはじめ、約500もの企業の設立に関わったといわれている。また、約600もの教育機関・社会公共事業の支援と民間外交にも熱心に取り組み、数々の功績を残した。
市民協働	市民や自治会、ボランティア団体、NPO、事業者、行政などが、まちづくりに関する目的を共有し、各々がその活動(領域)を自らが果たすべき役割として継続して行うこと。
社会保障費	年金や国民健康保険などの社会保障制度のために使用される費用。
進取の精神	自ら進んで新しい物事や課題に取り組むという理念や目標のこと。

用語	解説
住宅防火いのちを守る10のポイント	寝たばこをしないことや、こんろ、暖房器具等を使うときの注意点、お年寄りや身体の不自由な方の避難についてなど、総務省消防庁が推奨している4つの習慣と6つの対策のこと。
準用河川	河川法の適用を受ける河川を一級河川、二級河川、河川法の規定の一部を準用する河川を準用河川といい、市町村長が管理する。
生涯学習	各個人が行う自学自習のみならず、社会教育や、学校教育において行われる多様な学習活動を含め、国民一人ひとりがあらゆる機会、あらゆる場所を利用して、その生涯にわたって自主的、自発的に行うこととした学習活動のこと。
障害者基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として身体障害、知的障害、精神障害についての総合的、専門的な相談業務を行うとともに、相談支援体制の強化、地域移行、地域定着促進の取組及び権利擁護、虐待防止の啓発を行うことを目的として、市町村で設置するもの。
情報格差(デジタルディバイド)	インターネットやコンピュータを使える人と使えない人との間に生じる情報収集・発信などの格差。
人生100年時代	先進国に住む2007年生まれの人の半数が100歳を超えて生きるという予測で、リンダ・グラットンの著書「ライフシフト」で提唱された言葉。
ステークホルダー	組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者のこと。
スマートシティ	ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域。Society 5.0の先行的な実現の場と定義されている。
3R	3つのR(リデュース:廃棄物の発生抑制、リユース:再利用、リサイクル:再生利用)に取り組むことで、ごみを限りなく少なくし、環境への悪い影響を極力減らし、限りある資源を有効に繰り返し使う社会をつくろうとする活動。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分となった方を法律的に支援するための制度のこと。
ゼロカーボンシティ宣言	深谷市として地球温暖化防止対策により一層取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す宣言のこと。
ソーシャルインクルージョン	社会的包摂のこと。すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、社会の構成員として支え合う考え方。
ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)	利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

【た行】

第1次産業	産業分類の一つで、自然界に直接働きかけ、直接富を取得する産業が分類される。具体的には、農業、林業、漁業がある。
第2次産業	産業分類の一つで、第1次産業が採取・生産した原材料を加工して富を作り出す産業が分類される。具体的には、製造業、建設業、電気・ガス業がある。
第3次産業	産業分類の一つで、第1次産業にも、第2次産業にも分類されない産業が分類される。具体的には、小売業やサービス業がある。
ダイバーシティ	年齢、性別、人種、宗教、趣味嗜好など様々な属性の人が集まった多様性のある状態。

用語	解説
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保された社会のこと。
地域資源	自然資源のほか、人・歴史・ブランドなども含め広く活用可能な地域の資源のこと。
地域通貨ネギー	QRコードを印刷したカードか、スマートフォンを利用することで、現金を使わないキャッシュレス決済が可能な地域通貨。地域通貨の単位はnegi(ネギ-)とし、1negi=1円で換算する。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。
地球温暖化	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表および大気の温度が上昇すること。
地産地消	地元でとれた農産物を地元で消費すること。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。
治水対策	川などを工事し、氾濫などの水害を防ぎ、灌漑や用水などに利用(利水)できるようにすること。狭義には、利水を含まず、主に氾濫などを防止することのみをいう。
地方創生	地方の人口減少と東京一極集中を是正すべく行われている一連の政策のこと。
デジタル化	デジタル技術を活用することで、業務プロセスの効率化や、競争優位性の高い新たなサービスやビジネスモデルを実現すること。
デジタルサイネージ	ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。
都市基盤整備	都市活動を支える道路、上下水道、公園などの施設を整備すること。
ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者(元配偶者)や恋人など親密な間柄で振るわれる暴力のこと。体を傷つける身体的暴力だけでなく、大声でどなる、大切な物を壊す、性的行為を強要する、生活費を渡さない、子どもを利用して脅すなどの行為を含む。
【な行】	
内水はん濫	河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地(人が住んでいる場所)にある水を内水(ないすい)といい、内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水につかってしまうこと。
中宿遺跡	古代榛沢郡家(郡役所)の正倉跡。その中の2つの倉庫が復元されている。
2025年問題	2025年以降、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、我が国が超高齢化社会になること。
【は行】	
バイスタンダー	救急現場に居合わせた人(発見者・同伴者等)のこと。救急隊到着までの数分間にバイスタンダーが行う救命処置が、患者の予後や生存率を左右するとして重視されている。
バイオマス発電	動植物などから生まれた生物資源(バイオマス)を直接燃焼したりガス化して発電すること。
パートナーシップ	協力関係のこと。すべての国、特に開発途上国でのSDGsの達成を支援するために、持続可能な開発のための世界的な協力関係を強化することとされている。

用語	解説
畠山重忠	平安時代の終わり頃から鎌倉時代のはじめにかけて活躍した武蔵国を代表する武将のこと。現在の深谷市畠山の出身といわれている。
幡羅官衙遺跡	熊谷市との境付近に位置する古代幡羅郡家(郡役所)跡。
ビッグデータ	人間では全体を把握することが困難な巨大なデータ群のこと。総務省によれば、国や地方公共団体が提供する「オープンデータ」、企業が保有する暗黙知をデジタル化・構造化したデータと、M2M(Machine to Machine)から吐き出されるストリーミングデータ、個人の属性に係る「パーソナルデータ」に分類される。
附加価値	生産過程で新たに付け加えられた価値。また、ある商品やサービスなどに付け加えられた、他にはない独自の価値のこと。
フレイル	加齢により心身が老い衰えた状態のこと。
扶助費	国や地方公共団体が児童や生活困窮者などに対して支援するための経費のこと。生活保護費や児童手当などがこれに該当する。
普通河川	一級河川、二級河川、準用河川のいずれにも指定されていない河川のことをいい、市長村長が管理する。
プライベート・ファイナンス・イニシアティ(PFI)	民間資金等活用事業のことであり、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間資金、経営能力及び技術能力を活用して行う手法のこと。
ホフマン輪窯	国重要文化財に指定されている日本煉瓦製造株式会社旧煉瓦製造施設の中のホフマンが考案した煉瓦を焼くための窯のことで、全国に4基現存している。

【ま行】

マネジメントサイクル	効率よく成果を出すために、まず計画を立てて実行し、その結果を振り返り、反省点や成果を次の計画に生かしていく、という一連のサイクルのこと。
民生費	社会福祉費、児童福祉費、生活保護費など福祉の充実のために地方自治体が歳出する費用。

【や行】

友好都市	歴史的背景や自治体名、住民交流などが縁となり、友好親善を目的に様々な分野で交流を進める提携関係を結んだ自治体のこと。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

【ら行】

リカレント教育	職業を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。
リモート(遠隔)窓口	相続や手続きなど、これまで窓口で対応してきた業務をオンライン上で行うこと。
レガシー	オリンピック・パラリンピック大会を通じて整備・構築されるインフラや技術、サービスなどの社会遺産のこと。
6次産業化	1次産業(農林漁業)に加え、2次産業(製造・加工)、3次産業(卸・小売など)を総合的かつ一体的に展開することにより新たな付加価値を創造することをいう。1次×2次×3次と、各産業を掛け合わせることを表現した造語。

用語	解説
論語と算盤	渋沢栄一の著書名。論語つまり倫理と、算盤つまり利益を両立させて経済を発展させるという考え方を表している。
【わ行】	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて様々な生き方が選択・実現できること。



資料 5 深谷市総合計画策定条例

平成28年9月30日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るために総合計画を策定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための総合的指針を示すもので、基本構想及び基本計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための構想をいう。

(3) 基本計画 基本構想に基づき、長期的な展望に立った市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を総合的かつ体系的に定める計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合計画を策定するものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画として位置付ける。

2 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合性の確保を図るものとする。

(審議会)

第5条 総合計画の策定に関し必要な事項の調査及び審議を行うため、深谷市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員20人以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市内の公共的団体の代表者

(3) 市民

(諮問及び答申)

第6条 市長は、総合計画を策定するときは、あらかじめ、審議会に諮詢するものとする。

2 審議会は、諮詢された内容について調査及び審議を行い、その意見を答申するものとする。

(議会の議決)

第7条 市長は、審議会の答申を受け、総合計画を策定するときは、あらかじめ、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第8条 市長は、総合計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画の変更)

第9条 前3条の規定は、総合計画の変更について準用する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(深谷市総合振興計画策定審議会条例の廃止)

2 深谷市総合振興計画策定審議会条例（平成18年深谷市条例第9号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に存する基本構想及び基本計画は、この条例に基づく基本構想及び基本計画が定められるまでの間、この条例に基づく基本構想及び基本計画とみなす。

(深谷市駅周辺都市基盤整備基金条例の一部改正)

4 深谷市駅周辺都市基盤整備基金条例（平成18年深谷市条例第96号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(深谷市開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

5 深谷市開発許可等の基準に関する条例（平成18年深谷市条例第196号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)



資料 6 深谷市総合計画策定審議会



1 深谷市総合計画策定審議会規則

平成29年3月8日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、深谷市総合計画策定条例（平成28年深谷市条例第22号。以下「条例」という。）第5条に規定する深谷市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、条例第6条の諮詢に対する答申をする日までとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 深谷市総合計画策定審議会委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
識見を有する者 (1号委員)	松本 博之	メインストリート・マネジメント・リサーチ合同会社 代表	会長
	小川 肇	埼玉工業大学 教授	
	平塚 久美子	東都大学 准教授	
市内の公共的団体の 代表者 (2号委員)	押野見 孝道	深谷市民間保育協議会 委員(令和3年度)	
	柴崎 宏	深谷市民間保育協議会 委員(令和4年度)	
	河田 英雄	深谷市民生委員・児童委員協議会 会長	
	沢野 進	深谷市社会福祉協議会 事務局長(令和3年度)	
	大谷 浩二	深谷市社会福祉協議会 事務局長(令和4年度)	
	小嶋 均	深谷市PTA連合会 会長(令和3年度)	
	市川 真理子	深谷市PTA連合会 会長(令和4年度)	
	坂田 光司	深谷商工会議所青年部 会長	
	村岡 卓	ふかや市商工会青年部 部長	
	布施 淳一郎	深谷青年会議所 理事長	
	柿澤 文喜	ふかや4Hクラブ 会長	
	小暮 孝雄	深谷市シルバー人材センター 理事長	
	山本 和憲	深谷市自治会連合会 副会長	
市民 (3号委員)	山崎 典子	前総合計画策定審議会委員 前深谷市まち・ひと・しごと創生有識者会議委員 前深谷市総合戦略推進委員会委員	副会長
	大澤 宏貴	前まちづくり評価委員会委員	
	須藤 悟	前まちづくり評価委員会委員	
	石川 榎平	埼玉工業大学 学生	
	勝 美菜子	東都大学 学生	

3 審議経過

回数	開催年月日	開催場所	審議内容等
第1回	令和4年2月17日(木)	書面協議	・審議会の運営について(案) ・審議会スケジュールについて(案) ・後期基本計画 序論について
第2回	令和4年4月28日(木)	深谷市役所	・後期基本計画 序論の一部修正について ・後期基本計画(前半部分)について
第3回	令和4年5月30日(月)	深谷市役所	・後期基本計画(後半部分)について
第4回	令和4年7月22日(金)	深谷市役所	・後期基本計画 序論の一部修正について ・後期基本計画 個別施策の一部修正について ・人口ビジョンの見直しについて ・後期基本計画 あらまし・主要プロジェクトについて
第5回	令和4年8月1日(月)	深谷市役所	・後期基本計画 基本施策について ・後期基本計画 プロジェクト指標及びまちづくり指標について
第6回	令和4年11月4日(金)	深谷市役所	・パブリックコメントによる意見について ・答申(案)について
第7回	令和4年11月30日(水)	深谷市役所	・後期基本計画(原案)の承認について ・答申(案)について
—	令和4年12月6日(火)	深谷市役所	・答申書の市長への提出

4 質問書

深企発第132号
令和4年2月17日

深谷市総合計画策定審議会
会長 松本博之様

深谷市長 小島進

第2次深谷市総合計画後期基本計画の策定について(質問)

第2次深谷市総合計画後期基本計画の策定にあたり、深谷市総合計画策定 条例第6条の規定により、貴審議会の意見を求めてく質問いたします。

5 答申書

令和4年12月6日

深谷市長 小島進様

深谷市総合計画策定審議会
会長 松本博之

第2次深谷市総合計画 後期基本計画の策定について(答申)

令和4年2月17日付け深企発第132号で質問のあった第2次深谷市総合計画 後期基本計画の策定について、当審議会では慎重な審議を重ねた結果、適切であると認め、下記の意見を付して答申します。

記

1 計画の推進にあたって

- (1) 後期基本計画を着実に推進するため、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行うこと。
- (2) 渋沢栄一の精神やSDGsの理念を踏まえた各種取組の推進にあたっては、市民にも分かりやすく伝える工夫を講じることにより、市民へのより一層の浸透を図ること。
- (3) 用語解説や事業解説などを付すことにより、市民にとって分かりやすく伝わりやすい計画とすること。

2 個別施策の推進にあたって

- (1) 子ども、高齢者、障害者をはじめ、誰もが生きがいを持ちながら、地域で安心して健やかに暮らせる環境づくりを推進すること。
- (2) 深谷市の強みである農業の活性化を図るとともに、新たな大規模商業施設や渋沢栄一関連施設などを訪れた人々が、市内を回遊する策を講じ、地域全体の経済活性化につなげること。
- (3) 市民の憩いの場など快適な都市空間の創出に努めるとともに、レンガを活かした特色ある街並み景観を官民一体で戦略的に推進すること。
- (4) 深谷市ゆかりの人物や、地域の歴史・伝統文化をより一層啓発し、教育へのさらなる展開を図るとともに、諸施策への活用を推進すること。
- (5) 市民との協働により、防災体制の強化や消防・救急体制の充実、防犯・空き家対策に取り組むことで、誰もが安全に、安心して暮らし続けられるまちづくりを推進すること。
- (6) 「ふかや」に愛着や誇りをもって、街のために自ら関わっていこうとする気持ち(シビックプライド)の醸成により、コミュニティ活動の活発化や市民の定住意向の向上を図るとともに、移住希望者の受入体制の整備など、移住・定住の促進に資する取組を多角的に展開すること。
- (7) 時代の変化に対応し、多様性を尊重した取組を展開するとともに、市民の行政アクセスへの利便性向上に資するデジタル化を推進すること。



資料 7 施策担当課一覧

No.	基本施策	No.	個別施策	主担当課	関係課
①健康でいきいきと暮らせるまち(子育て・保健・福祉)					
1-1	健やかに成長できるまちづくり	1-1-1	子育て支援の充実	こども青少年課	保育課
		1-1-2	保育環境の充実	保育課	
		1-1-3	青少年の健全育成の推進	こども青少年課	
1-2	健やかで元気に暮らせるまちづくり	1-2-1	健康づくりの推進	保健センター	保険年金課
		1-2-2	地域医療体制の充実	保健センター	長寿福祉課
1-3	地域で支え合って生活できるまちづくり	1-3-1	地域福祉の推進	福祉政策課	生活福祉課
		1-3-2	高齢者福祉の推進	長寿福祉課	
		1-3-3	障害者福祉の推進	障害福祉課	
②次代を担う人と文化を育むまち(教育・文化)					
2-1	共に学び、成長が実感できるまちづくり	2-1-1	「生きる力」を育む学校教育の推進	学校教育課	教育総務課、教育施設課
		2-1-2	家庭・地域・学校の連携と協働による教育力の向上	生涯学習スポーツ振興課	学校教育課
2-2	誰もが生きがいを持ち、学ぶことのできるまちづくり	2-2-1	生涯学習の推進	生涯学習スポーツ振興課	図書館
		2-2-2	スポーツ・レクリエーションの推進	生涯学習スポーツ振興課	
		2-2-3	郷土の歴史・文化の継承と活用	文化振興課	
		2-2-4	渋沢栄一の顕彰と精神の継承	渋沢栄一政策推進課	渋沢栄一記念館
③活力とにぎわいにあふれるまち(産業振興)					
3-1	農業のブランドを高め、伝えるまちづくり	3-1-1	農地の保全・活用と安定した農業経営の支援	農業振興課	農業委員会
		3-1-2	農畜産物の販売流通体制の充実	農業振興課	
3-2	雇用とにぎわいを生み出すまちづくり	3-2-1	商工業の振興	商工振興課	産業ブランド推進室
		3-2-2	観光資源の整備と活用	商工振興課	産業ブランド推進室
		3-2-3	就労環境の整備	商工振興課	
		3-2-4	産業価値の創出	産業ブランド推進室	農業振興課、商工振興課
④安心とやすらぎを感じられるまち(くらし・環境)					
4-1	備えができる安全・安心なまちづくり	4-1-1	災害に強い防災体制の推進	総務防災課	建築住宅課
		4-1-2	消防・救急体制の充実	消防総務課	予防課、警防課、指令課、深谷・花園消防署
		4-1-3	防犯・空き家対策の推進	自治振興課	建築住宅課
4-2	市民の絆が深まるまち	4-2-1	地域コミュニティの推進	自治振興課	
4-3	人と自然にやさしいまちづくり	4-3-1	自然・生活環境の保全	環境課	
		4-3-2	環境衛生の推進	環境衛生課	
⑤快適で利便性の高いまち(都市・生活基盤)					
5-1	都市整備の行き届いたまちづくり	5-1-1	良好な市街地・住環境形成の推進	都市計画課	区画整理課、建築住宅課
		5-1-2	水の安定供給と下水処理の適正化	企業経営課	環境衛生課、水道工務課 下水道工務課
		5-1-3	地域の特色を生かした魅力ある景観形成	都市計画課	公園緑地課、農業振興課
		5-1-4	治水対策*の推進	道路河川課	
5-2	交通アクセスの便利なまちづくり	5-2-1	道路・交通環境整備の推進	都市計画課	道路河川課、道路管理課
		5-2-2	公共交通の維持確保と交通安全の推進	都市計画課	道路管理課
⑥みんなで創る協働のまち(協働・行政経営)					
6-1	一人ひとりの個性が尊重されるまちづくり	6-1-1	人権・個性が尊重される社会づくりの推進	人権政策課	協働推進課
		6-1-2	男女共同参画の推進	人権政策課	
6-2	将来に向けた持続可能なまちづくり	6-2-1	移住定住の推進	企画課	協働推進課
		6-2-2	市民との協働・交流の推進	協働推進課	ガーデンシティふかや推進室
		6-2-3	行政デジタル化の推進	ICT推進室	企画課
		6-2-4	行財政運営の推進	企画課	秘書課、財政課、公共施設改革推進室、総務防災課、人事課、市民課、保険年金課、収税課



資料 8 第2次深谷市総合計画と個別計画の関係

まちのイメージ	深谷市の個別計画
① 健康でいきいきと暮らせるまち (子育て・保健・福祉)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画 第2次深谷市健康づくり計画 深谷市新型インフルエンザ等対策行動計画 第3期深谷市国民健康保険特定健康診査等実施計画 第2期深谷市国民健康保険保健事業実施計画 深谷市自殺対策計画 第3次深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画 深谷市高齢者福祉計画 深谷市障害者プラン(第5次深谷市障害者計画、第6期深谷市障害福祉計画、第2期深谷市障害児福祉計画)
② 次代を担う人と文化を育むまち (教育・文化)	<ul style="list-style-type: none"> 第3期深谷市教育振興基本計画 深谷市学校施設長寿命化計画 深谷市学校施設長寿命化実施計画 第3次深谷市子ども読書活動推進計画 第2次深谷市子供読書活動推進計画 重要文化財日本煉瓦製造株式会社旧煉瓦製造施設保存活用計画 国指定史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画 「渋沢栄一翁と論語の里」整備活用計画
③ 活力とにぎわいにあふれるまち (産業振興)	<ul style="list-style-type: none"> 深谷市産業振興計画 野菜を楽しめるまちづくり戦略 アグリテック集積戦略 地域通貨導入戦略
④ 安心とやすらぎを感じられるまち (くらし・環境)	<ul style="list-style-type: none"> 深谷市国土強靭化地域計画 深谷市地域防災計画 国民保護に関する深谷市計画 深谷市建築物耐震改修促進計画 第2次深谷市空家等対策計画 環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)、気候変動適応計画含む) 深谷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
⑤ 快適で利便性の高いまち (都市・生活基盤)	<ul style="list-style-type: none"> 深谷市都市計画マスターplan 深谷市立地適正化計画 深谷市営住宅長寿命化計画(第2次) 深谷市上下水道事業経営戦略 深谷市水道事業地域水道ビジョン 深谷市水道事業基本計画 深谷市生活排水処理基本計画 深谷市下水道ストックマネジメント計画 深谷市農業集落排水施設最適整備構想 深谷市緑の基本計画 深谷市舗装修繕計画 深谷市橋梁長寿命化修繕計画 深谷市地域公共交通網形成計画 深谷市交通安全計画 埼玉県通学路整備計画
⑥ みんなで創る協働のまち (協働・行政経営)	<ul style="list-style-type: none"> 第4次深谷市男女共同参画プラン 深谷市シティプロモーション戦略プラン 深谷市ガーデンシティふかや構想 深谷市デジタル化推進計画 新市建設計画 深谷市公共施設等総合管理計画 第2次深谷市公共施設適正配置計画 深谷市次世代育成支援及び女性活躍の推進に関する特定事業主行動計画



資料 9 渋沢栄一が遺した功績や精神・考え方など（基本施策 1-1～6-2）参考書籍等

第3部行政分野別計画の基本施策では、「渋沢栄一が遺した功績や精神・考え方など」において、渋沢栄一のこれまでの功績や、大切にすべき考え方などを行政分野別にとりまとめて記載しています。

「渋沢栄一が遺した功績や精神・考え方など」の記載にあたっては、以下の書籍などを参考にしています。

参考書籍等

- ・ 渋沢栄一述・長幸男校注『雨夜譚(あまよがたり)』(岩波書店、1984)
- ・ 渋沢栄一著・守屋淳編訳『現代語訳 渋沢栄一自伝「論語と算盤」を道標として』(平凡社、2012)
- ・ 渋沢栄一著・守屋淳訳『現代語訳 論語と算盤』(筑摩書房、2010)
- ・ デジタル版『渋沢栄一伝記資料』渋沢栄一記念財団
<https://eiichi.shibusawa.or.jp/denkishiryo/digital/main/> (参照 2022-09-01)
- ・ 渋沢栄一記念財団『渋沢栄一を知る事典』(東京堂出版、2012)
- ・ 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一訓言集』(国書刊行会、1986)
- ・ 寺田露伴『渋沢栄一伝』(岩波書店、2020)
- ・ 馬場裕子「渋沢栄一と郷里の社寺」、山口輝臣編『渋沢栄一はなぜ「宗教」を支援したのか -人を見出し、共鳴を形にする-』(ミネルヴァ書房、2022)
- ・ 日本煉瓦製造株式会社社史編集委員会編『日本煉瓦100年史』(日本煉瓦製造株式会社、1990)
- ・ 渋沢史料館『学生寄宿舎の世界と渋沢栄一～埼玉学生誘掖会の誕生～』図録、2010
- ・ 渋沢史料館『渋沢栄一と関東大震災 -復興へのまなざし-』図録、2010
- ・ 是澤博昭『青い目の人形と近代日本 渋沢栄一とL・ギューリックの夢の行方』(世織書房、2010)
- ・ 今泉宜子『明治神宮-「伝統」を創った大プロジェクト』(新潮社、2013)
- ・ 栗山英樹『育てる力 栗山英樹「論語と算盤」の教え』(宝島社、2018)

など